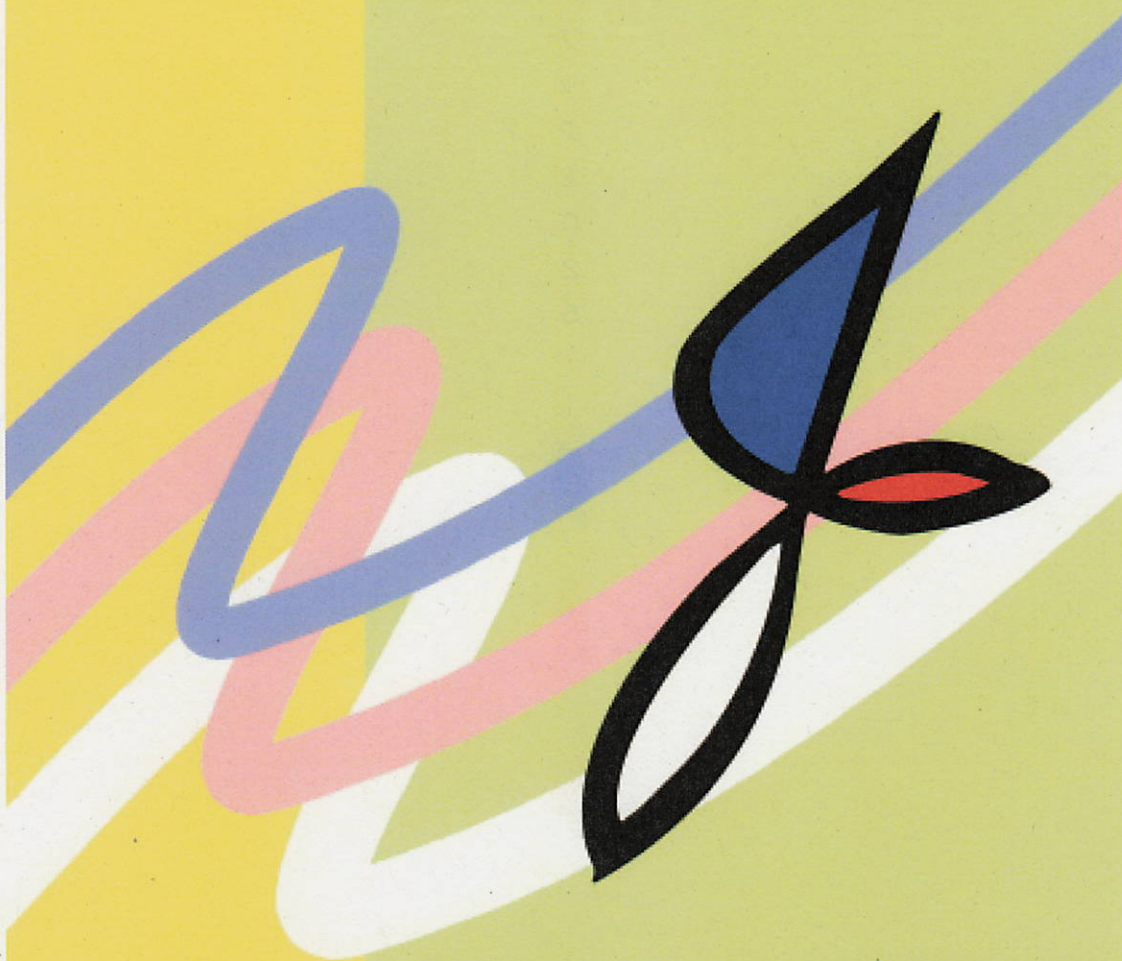


司法修習ハンドブック



2025.1
司法研修所

司法修習ハンドブック2025・1



THE LEGAL APPRENTICE
HANDBOOK
2025.1

リサイクル適性[Ⓐ]

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

The Legal Training and
Research Institute

は し が き

この「**司法修習ハンドブック**」は、司法修習生としての基本的な心構えや修習生活におけるルール等を説明するとともに、司法修習生が知っておくべき関連法規等をまとめたものです。

この冊子をよく読み、内容を十分理解するとともに、これからの修習生活においても、常に手元に置き、折に触れて読み返し、修習生活に役立ててください。

令和7年1月

司法研修所事務局長

目 次

本 編

第1 司法修習生としての心構え	1
1 修習の目的	1
2 修習に対する基本的態度	1
3 社会の一員としての司法修習生	2
4 記録等の取扱い	3
第2 司法修習について	4
1 はじめに	4
2 採用	4
3 修習	5
(1) 司法修習で学ぶべきこと	5
(2) 司法修習の構成	6
(3) 司法修習の内容	7
4 考試	9
5 進路について	10
第3 司法修習生の身分等	11
1 司法修習生の身分	11
2 司法修習生に対する監督	11
3 司法修習生の義務等	12
(1) 修習専念義務	12
(2) 兼職・兼業の禁止	13
(3) 守秘義務	13
(4) 情報セキュリティルールの遵守	15
4 非違行為について	16
第4 欠席等について	17
1 欠席について	17
(1) 出席を要する日の場合	17
(2) 出席を要しない日の場合	17
(3) 欠席と修習終了の関係	18
(4) 欠席と成績の関係	19
(5) 欠席と正当な理由	19
(6) 修習内容と欠席	20
(7) 欠席の具体例	21

(8) 承認を得ない欠席	24
(9) 修習の停止と欠席	25
2 旅行について	26
(1) 外国旅行	26
(2) 旅行と欠席	26
第5 健康管理	28
第6 緊急連絡先等	29
(1) 火災や地震等の災害の発生時について	29
(2) その他	29

資料編

関連法規通知等

1 裁判所法抜粋	34
2 司法研修所規則	36
3 司法研修所規程	36
4 司法研修所事務局分課規程	37
5 司法修習生に関する規則	39
6 司法修習生の修習給付金の給付に関する規則	41
7 司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則	45
8 司法修習生に関する規則第19条第2項の報告について	49
9 司法修習生の規律等について	50
10 司法修習生のバッジに関する規程	55
11 司法修習生指導要綱（甲）	56
12 分野別実務修習における各分野の指導準則	61
13 分野別実務修習における指導のガイドライン	64
14 選択型実務修習の運用ガイドライン	76
15 司法研修所司法修習生在寮準則	81
機構	82
沿革	83
施設概要	89
案内図	90
司法研修所交通案内図	90
司法研修所案内図	91
司法研修所配置図	92
司法研修所平面図	93

第1 司法修習生としての心構え

1 修習の目的

「高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備える」（司法修習生に関する規則4条）

2 修習に対する基本的態度

司法研修所は、「法曹」というプロフェッションを養成する機関です。法曹は、国民の権利義務に直接関わる重要な仕事に携わる者であり、法律に関する高度な能力と高い職業倫理の双方が求められます。したがって、法曹に至る道程には、相応の厳しさが要求されるのは当然です。

司法試験に合格したからといって、直ちにプロフェッションとしての法律家として通用するものではなく、司法修習を受けるのに必要な法律に関する知識と思考力を有することが認められたにすぎません。これから、司法修習を行う中で、法曹として最低限必要な法律実務についての基本的知識と技法、法曹としての職業意識を身に付けて初めて、法曹としてのスタートラインに立つことができます。

司法修習では、修習を終えた後に修習の成果を社会に還元することができるよう、幅広い分野で活動する法曹に共通して必要とされる法律実務についての基本的知識と技法、さらに、法曹としての職

業意識と倫理観を身に付けることを第一的な目的としています(裁判官、検察官、弁護士に固有の知識や技法については、実務や資格取得後に行われる研修の中で身に付けることが期待されます。)。現在のカリキュラムは、この目的が実現できるように長い間の経験を踏まえて編成されており、各教科ともその基本を理解させ、修得させることに主眼が置かれています。

とはいえ、法曹に必要な知識及び技能等を身に付けるのは、簡単なことではありません。単に与えられたものを消化するというのではなく、自らの頭で考え自ら行動するという積極的かつ能動的な取組が求められます。

3 社会の一員としての司法修習生

司法修習生は、将来法曹として責任のある立場に立つ者として、一般の社会人に求められる以上に良識的な行動が求められます。そのため、良識を欠いた司法修習生の言動に対しては、社会から厳しい批判の目が向けられることとなります。

司法修習生が遵守すべきルールについては後述の「司法修習生の義務等」の頁で詳述しますが、これに限らず、社会人として、いやしくも法の支配の担い手を志す司法修習生に対する国民の期待を裏切るような行動を取ることのないよう、肝に銘じてください。

円滑な修習生活を送る上で心掛けるべきマナーにも十分留意してください。司法修習が、司法研修所、裁判所、検察庁、弁護士会そ

の他の関係機関や、これらを構成する教官、指導担当者、職員等、多くの方々の協力によって支えられているものであることを忘れず、これらの人々に対する感謝の気持ちを持って行動してください。また、司法修習生である以前に、社会の一員として、他の司法修習生や事件関係者を含め、他者に対する配慮を欠いた行動や態度を取ることは、厳に慎んでください。

4 記録等の取扱い

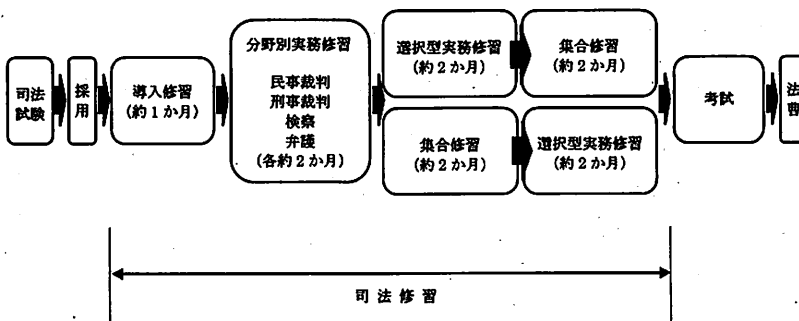
実務修習において司法修習生が扱う事件に関する記録は、その多くが複製不可能で、事件処理に欠かせない非常に重要なものである上、事件関係者のプライバシー等にわたる事項が記載されているものであるため、その取扱いには特に注意してください。記録を使用する場合には、無断で記録ロッカー等から持ち出したりせず、指導担当者や記録の管理責任者（裁判所においては裁判所書記官。必ずしも指導担当者自身が記録の管理責任者であるとは限りません。）等の指示に従い、適切に取り扱うようにしてください。司法修習生による記録の紛失等があった場合には、紛失した本人はもとより、記録の管理責任者等の責任も問われることになります。そのことを自覚し、十分注意してください。

第2 司法修習について

1 はじめに

旧憲法の下においては、判事と検事の養成を目的とする司法官試補の制度と、それとは別に弁護士養成のための弁護士試補の制度があり、いずれも修習期間は1年6月間とされていました。新憲法の下において、法曹一体の要請に応じて、裁判官、検察官又は弁護士のいずれを志望するにせよ、司法研修所がその事務を主管する司法修習生として、統一して修習することとなり、修習期間は、「少なくとも2年間」とされていました。近時の法曹養成制度の改革を踏まえ、現在は「少なくとも1年間」とされています。

司法修習生の採用から修習を終えるまでの過程の概略及び修習制度の概要は、以下のとおりです。



2 採用

司法修習生は、司法試験に合格した者の中から最高裁判所が命じま

す（裁判所法66条）。なお、司法試験の合格年度がいつであるかは問われません。

3 修 習

(1) 司法修習で学ぶべきこと

司法修習生に関する規則によれば、司法修習生の修習目的は、「高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備える」ことにあります。司法修習生の修習は、この理想ができる限り実現するように行わなければなりません。

第1に留意すべきことは、司法修習生の修習は、裁判官、検察官又は弁護士すなわち法律実務家となるべき者の修習であることです。法律実務家は、いずれも「生きた事件」を取り扱いますが、「生きた事件」は、一見簡単に見えるものでも複雑な社会関係から生じたものであって、決して簡単ではありません。「生きた事件」の事実関係をいかに把握し、いかに判断するかということが、法律実務家の仕事の中核を形成するのであり、これに関する修習こそが司法修習の中心を成すものです。この点において、司法修習生の修習は、単なる法律理論の探究とは趣を異にします。しかし、法律実務家の仕事は、本来学問的理論的要素を多分に含むものであって、この面の研究を軽視すべきでないことも当然であり、実務に即した学問、実務に即した理論の修得に努めるべきです。

第2に留意すべきことは、司法修習生の修習は、法律専門家とな

るための修業であるということです。いずれの職業分野であっても、専門の道の修業は、決して容易なものではありません。法律実務家たるための修業も同様です。法律実務家になるためには、幅広い分野における法曹の活動を念頭に置きつつ、裁判、検察及び弁護の各分野に共通して必要とされる基本的知識、技法に加え、各分野に固有の知識、技法を修得するための修練を行うことが必要となりますが、司法修習においては、裁判、検察及び弁護の各分野に共通して必要とされる、法的問題解決のための基本的な実務的知識、技法と、法曹としての思考方法、倫理観、心構え、見識等（「法曹としての基本的なスキルとマインド」）を修得することをまず第一の目標とすべきです。

第3に留意すべきことは、司法研修所が、単に裁判官だけの養成機関でもなく、同様に検察官あるいは弁護士だけの養成機関でもなく、広く法律実務家を養成するための機関であるということです。司法修習生は、将来の志望のいかんにかかわらず、裁判、検察及び弁護の3部門について、虚心坦懐に偏らない修習をするよう心掛けなければなりません。そうすることによって、司法修習生は、将来、そのうちいずれの道を選ぶにせよ、法曹全体に対する理解を深め、「法曹は一つである」ことを体得するに至るのです。

(2) 司法修習の構成

司法修習生は、まず、司法研修所における導入修習を行い、その後、あらかじめ司法研修所長の定める実務修習地において分野別実務修習を行います。分野別実務修習は、それぞれ約2か月間行われ

る民事裁判修習、刑事裁判修習、検察修習及び弁護修習で構成されます。

分野別実務修習が終わると、選択型実務修習及び司法研修所における集合修習をそれぞれ約2か月間行います。選択型実務修習と集合修習の順序は、実務修習地により異なります。司法修習生の修習指導の方針の概要に関して「司法修習生指導要綱（甲）」が定められ、さらに、分野別実務修習に関して「分野別実務修習における各分野の指導準則」及び「分野別実務修習における指導のガイドライン」が、選択型実務修習に関して「選択型実務修習の運用ガイドライン」が、それぞれ定められており、これらにのっとった指導が行われます。

(3) 司法修習の内容

修習期間を通じて、司法修習生は約60人を1組とするクラスに分けられ、民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護及び刑事弁護の各教官1人ずつ計5人の教官が各組の担当教官となって修習指導に当たります。一つのクラスは一つの修習地又は複数の修習地の組合せで編成されており、司法研修所教官と、司法修習生が配属された各裁判所、検察庁及び弁護士会（以下「配属庁会」という。）の指導担当者とは、緊密な連携のもと、司法修習生の指導に当たっています。

ア 導入修習は、修習開始段階で司法修習生に不足している実務基礎知識・能力に気付かせ、かつ、より効果的・効率的な分野別実務修習が円滑に行えるようにすることを目的として行われます。

イ 分野別実務修習の順序は、司法修習生によって異なりますが、

いずれの修習も、基本的に「生きた事件」を素材として行われます。

民事裁判修習及び刑事裁判修習においては、配属された部の裁判官の指導の下に、弁論、和解、公判などを傍聴し、裁判長の訴訟指揮や証拠調べなどを見聞することにより、裁判所の訴訟運営と心証形成の過程を知り、起案についても指導を受けます。この間、家庭裁判所の実務についても修習が行われます。

検察修習においては、検察官の指導と監督の下に、被疑者、参考人の取調べなどの捜査修習を通して事件処理を修得し、起訴状や不起訴裁定書の起案の指導を受けるほか、検察官の公判立会を傍聴するなどして訴追官の側から見た刑事訴訟手続を修習します。

弁護修習においては、個々の法律事務所に配属され、担当弁護士の指導により、法律文書の起案をしたり、弁論あるいは公判に同席して証人尋問や弁論の要領を見聞したりするほか、交渉、契約締結などの訴訟外活動や捜査段階の弁護活動など弁護士としての実務を修習します。また、特定のテーマについて合同講義なども行います。

分野別実務修習では、以上のような裁判、検察、弁護の実務の修得のみならず、先輩の法曹と行動をともにし、その職務に取り組む姿に直接触れることを通して、法曹としての心構え、責任、法曹倫理も体得します。

ウ 選択型実務修習は、配属庁会等において、司法修習生の主体的な選択により、分野別実務修習の成果の深化と補完を図り、又は各自が関心を持つ法曹の活動領域における知識・技法の修得を図るもの

です。配属庁会等で、それぞれ修習プログラムが提供され、司法修習生は興味と関心に応じたプログラムを選んで修習します。

選択した修習プログラムにおける修習先での修習がないときは、原則として、分野別実務修習の弁護士修習において修習した弁護士事務所において修習を行います。

エ 集合修習は、分野別実務修習の体験を補完して、体系的、汎用的な実務教育を行い、法律実務のスタンダードを身につけさせることを旨として行われます。各科目とも、司法修習の総仕上げと実務家として活動するための準備にふさわしい高度な内容を修習します。

オ このようにして1年間の修習を終え、後述する考試に合格した司法修習生は、各自の志望する法曹の各分野へ進んでいきます。

4 考 試

司法修習生は、少なくとも1年間の修習をした後、最高裁判所に置かれる司法修習生考試委員会が行う試験である考試(二回試験と呼ばれることもあります。)に合格して初めて司法修習生の修習を終え、裁判官、検察官、弁護士となる資格を取得します。考試では、裁判、検察及び弁護の実務についての筆記試験が行われ、合否は、考試の結果と司法研修所及び配属庁会における修習成績とによって、司法修習生考試委員会が決定します。「不合格」と決定された場合は、裁判所法68条1項及び司法修習生に関する規則17条1項1号により罷免されることとなります。

5 進路について

司法修習を終え、考試に合格すると、裁判官、検察官及び弁護士となる資格を取得する（裁判所法43条、検察庁法18条1項1号、弁護士法4条）こととなるため、司法修習では、そのいずれになることもできるようにカリキュラムが編成されています。また、法曹としての職務を遂行する上で、他の職業に対する正しい理解を持つことは必要不可欠です。どの職業を志すかにかかわらず、司法修習で学ぶこと全てを身に付ける必要があります。

司法修習生は、修習中に、法曹三者の職務の実情を体験的に見聞しながら、自らにふさわしい進路を見付けることとなります。修習期間全体を通じて、いずれの職業が自分に合っているのかを十分に検討した上で、進路の選択をすることが望まれます。

なお、修習中（司法修習生となる前も含む。）に、特定の法律事務所からいわゆる内定を得ていたとしても、内定を辞退して他の進路（他の職業や他の弁護士業務）を志すことは自由です。また、修習の全分野は、等しく法曹にとっての基礎的素養であり、将来志望する職種にかかわらず、また就職の内定の有無にかかわらず、全分野の修習に全力で取り組まなければなりません。

第3 司法修習生の身分等

1 司法修習生の身分

司法修習生は、最高裁判所に採用され、司法研修所長から実務修習地の指定を受けます。

司法修習生は、公務員ではありませんが、司法修習の本質から導かれる義務である修習専念義務(裁判所法67条2項)や守秘義務(司法修習生に関する規則3条)を負うこととされています。これらの義務については後に詳しく触れますが、以上の点を含め、修習生に適用される規律その他の身分関係については、裁判所法、司法修習生に関する規則、司法研修所長通知「司法修習生の規律等について」等に定められており、いずれも資料編に記載されていますので、参照してください。

2 司法修習生に対する監督

司法修習生は、その修習の全期間を通じて、修習に関して、司法研修所長の統轄に服するとともに、実務修習期間中は、更にその配属地の高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正又は弁護士会長の監督を受けます(司法修習生に関する規則1条、8条。選択型実務修習につき「選択型実務修習の運用ガイドライン」第4)。

なお、司法修習生を統轄する司法研修所長は、最高裁判所長官の監督下にある(裁判所法56条2項)、実務修習庁会の長の監督権は、最高裁判所の委託に由来する(司法修習生に関する規則8条)

ことから、監督権は、最終的には、司法修習生の任免権を有する最高裁判所に帰属することになります。最高裁判所は、司法修習生について最高裁判所の定める事由があると認めるときは、その司法修習生を罷免し、その修習を停止し、又は戒告することができます（裁判所法68条、司法修習生に関する規則17条）。

3 司法修習生の義務等

司法修習生の義務等

○ **修習専念義務**

兼職・兼業の禁止

○ **守秘義務**

情報セキュリティルールの遵守

(1) 修習専念義務

司法修習生は、修習期間中、その全力を修習のために用いて、これに専念すべき義務（修習専念義務）を負います（裁判所法67条2項）。

これは、司法修習が、法曹養成に必須の課程として、国が多大な人的、物的資源を投入して運営しているものであることや、その内容の専門性の高さに照らすと、定められた期間内に修習の目的を実現するためにはこれに全力を投入してもらう必要があることなどから導かれるものであり、司法修習の本質に由来するものといえます。

このような観点から、司法修習生は、国民に対し、法の支配の立派な担い手となるよう修習に専念すべき義務を負うことになります。

修習専念義務の現れとして、司法修習生は、病気その他正当な理由のない限りカリキュラムを欠席することは許されず、また、病気その他正当な理由のある場合であっても、一定の期間（４５日）を超えてカリキュラムを欠席することはできません（司法修習生に関する規則６条）。欠席については後述の「欠席等について」の頁を参照してください。

(2) 兼職・兼業の禁止

修習専念義務のもう一つの現れとして、司法修習生は、「最高裁判所の許可を受けなければ、公務員となり、又は他の職業に就き、若しくは財産上の利益を目的とする業務を行うことができない」（司法修習生に関する規則２条）とされ、また、それ以外の場合においても、「司法研修所長の許可を受けなければ、学業その他の業務に就くことができない」（「司法修習生の規律等について」第７の２）とされています。

兼職・兼業を行おうとする者は、必ず事前に許可を得る必要があります、許可を得ない兼職・兼業は、後述の非違行為となりますので、注意してください。

(3) 守秘義務

司法修習生は、修習に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない法令上の義務（守秘義務）を負います（司法修習生に関する規則

3条)。なお、司法修習生が裁判員裁判の評議の傍聴を許された場合には、評議の進行過程及びその実質的な内容の一切が守秘義務の対象となります。

これは、司法修習生が、実践的教育課程としての司法修習の中で、個人のプライバシーに深く関わる事件に直接携わる実務法曹等の活動を間近で経験する機会を与えられることに対応する義務として、裁判官、検察官及び弁護士が守秘義務を負うのと同様に、司法修習生も、当然に秘密を守らなければならないとされるものです。

特に、実務修習においては、実務修習地の裁判所、検察庁及び弁護士会でそれぞれ実際に個別具体的な事件を素材として修習しますから、当該事件等に関する秘密の保持には十分注意する必要があります。そのため、司法修習生ではない一般の人はもちろんのこと、たとえ他の司法修習生と話す場合（メーリングリスト、SNS等への投稿なども含む。）であっても、自分の話そうとすることが守秘義務に反するものでないかを常に意識する必要があります。とりわけ、一般の人に聞かれるような場所（例えば、エレベーターや電車やバスの中など）で、事件に関することを不用意に話さないように十分注意しなければなりません。

また、修習について外部に表現（雑誌、SNS等への投稿やウェブサイト、ブログへの掲載等）する場合は、具体的な事件等に関する秘密の保持を十全なものとするべきことはもとより、司法研修所教官や配属庁会の指導担当者が、実務の実際を修習するという教育上

の配慮から、公にすることを前提としないで司法修習生に対して各種の指導をすることもあることを踏まえ、守秘義務に反するものでないかを十分に確認するとともに、上記のような配慮を無にすることのないよう、表現には十分に注意を払ってください。

(4) 情報セキュリティルールの遵守

司法修習生が修習期間中に取り扱う情報は、事件関係者のプライバシー情報を含んだ生の情報であり、万が一これらの情報が外部に流出した場合には、当該関係者に取り返しのつかない損害を生じさせるほか、司法修習生に対する国民の信用、ひいては法曹全体に対する国民の信頼を失墜させる事態につながりかねません。このことを肝に銘じ、電子データを含む情報の取扱いには十分気を付けてください。

適切に情報を管理してもらうために、司法修習生には、修習期間中に守らなければならない情報セキュリティルールが定められています。ルールの内容は別途お知らせしますので、十分に理解し、必ず遵守してください。ルールの違反は後述の非違行為となります。

4 非違行為について

司法修習生は、上記のものを含め司法修習生として遵守すべき規律に従う必要があり、これらに反した場合には、非違行為として罷免、修習の停止又は戒告の処分や注意の措置を受けることがあります（修習の無断欠席、未承認の外国旅行等）。これとは別に、司法修習生が社会人としてのルールを遵守すべきことは当然であり、そのルール違反についても、非違行為の対象となることがあります（交通違反、交通事故、セクシュアルハラスメント等）。

法の支配の担い手である法曹を目指す司法修習生の規律の保持は、国民の司法修習生に対する信頼と期待に応える上で重要な問題であり、規律違反があった場合には、厳格に対処しなければなりません。そうした事態が生じることがないように、皆さんが自らの発言や行動を適切に律することを期待します。

万が一、非違行為に該当するおそれのある行為をしたときは、直ちに司法研修所長（実務修習中にあつては、その配属庁会の長）に報告しなければなりません。

第4 欠席等について

1 欠席について

司法修習生には、休暇という概念がありません。これは、司法修習というものが労働の提供と本質的に異なっており、他人によって代替することができないことに由来するものです。このため、「土曜、日曜、祝日、12月29日から翌年1月3日まで」の日（「休日等」という。）以外の日に修習できない場合には、原則として、欠席として取り扱われることになります。

また、裁判所では、夏季期間に一定期間休延することがありますが、司法修習生には上記のとおり休暇という概念はありませんので、実務修習期間中に配属裁判部が休延期間に入ったとしても、その期間、司法修習生に休暇が与えられるということはありません。このことは、検察庁や弁護士会で実務修習を受ける場合や、12月29日から翌年1月3日までを除く年末年始の場合などでも同様です。

(1) 出席を要する日の場合

カリキュラム上、出席を要するとされている日に出席しないときは、修習ができないものとして、欠席として取り扱われます。

(2) 出席を要しない日の場合

「自由研究日」は、司法研修所長又は配属庁会の長が、休日等以外の日について、司法修習生が出席及び具体的な修習課題を行うことを要しないものとして定めた日であり、病気その他この日に修習できない事情があるときを除いて欠席として取り扱われません。

自由研究日は、司法修習生の自主性を尊重して定められたものですから、自らの自覚と責任において修習の実を上げるために使うべき日であり、休暇ではありません。

また、「自宅起案日」とは、指導担当者等が具体的な修習課題等を与え、司法修習生が当該日にその課題等を行うことを前提として、司法修習生が出席を要しないものとされる日をいい、当該課題等についての結果（起案等）を所定の日に提出する限り、自由研究日と同様に取り扱われますが、当該修習日は課題等を行うための日であるので、旅行は認められません。

(3) 欠席と修習終了の関係

司法修習生がその修習を終了し、法曹資格を取得するためには、最高裁判所が定めた一定期間の修習を欠落なく終了すること及び考試に合格することが必要です（裁判所法67条1項）。したがって、1日でも欠席したときは、本来は、その理由を問わず、修習期間に欠落を生じ、前者の要件を充足することができず、所定の修習期間で修習を終えることができないことになります。

しかし、このとおりとすると、酷な事態が生じ得ることから、司法修習生が病気その他の正当な理由によって修習しなかった所定の日数（45日以内）は、これを修習した期間とみなすこととしています（司法修習生に関する規則6条）。

したがって、正当な理由のある場合であっても、欠席の日数が所定の日数（45日以内）を超えた場合は、修習期間に欠落を生じる

こととなります。

(4) 欠席と成績の関係

正当な理由がある場合であっても、欠席日数が、各実務修習又は集合修習の修習単位のうち修習を要する日の2分の1を超えた場合、その修習単位の成績は、原則として「不可」となります（「司法修習生の規律等について」第5の11）。

(5) 欠席と正当な理由

修習を欠席する場合には、「欠席承認申請書」により、事前に承認を受けなければなりません。欠席は、「正当な理由」によるものでなければ承認されませんが、「正当な理由」の有無は、「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」18条及び19条の規定の趣旨を、司法修習生の地位、性質に適合する限度において参酌し、欠席を必要とする事由の程度と修習に影響を及ぼす支障の程度を比較衡量して、その都度司法研修所長又は配属庁会の長が判断することとなります。

「正当な理由」があるとして欠席が承認される場合としては、以下のような場合があります。

ア 司法修習生が、負傷又は疾病のため療養する必要があり、修習しないことがやむを得ないと認められる場合、その必要最小限度の期間に限り承認されます。

イ 選挙権の行使等の場合で修習しないことがやむを得ないと認められるとき、司法修習生が出産予定である場合又は出産した場合、災

害又は交通機関の事故等により出席することが著しく困難であると認められる場合については、国家公務員の特別休暇の例により承認されます。

ウ イに定める以外の特別の事由（特別の事由は、特別休暇の例によります。）又は欠席を必要とする事由がある場合は、当該事由により欠席を必要とする程度と、修習に及ぼす支障の程度とを個別に比較衡量し、修習に著しい支障がないと認められる場合に、欠席を必要とする最小限度の期間（欠席の事由が特別休暇の例による場合は、原則としてその期間を限度とする。）に限り、承認されます。

(6) 修習内容と欠席

前項ウの事由の場合、以下のとおり、修習に及ぼす支障の程度は修習内容によって異なりますので、欠席を必要とする事由は同一であっても、その日に予定されている修習内容によって、欠席が承認されるか否かの判断が分かれることもあります。

ア 選択型実務修習期間のうち、選択した全国プログラム及び個別修習プログラム等の修習の日の場合

これらの修習は修習期間が短いこと、自ら主体的に選択した修習プログラムであること、民間企業等外部機関が修習先になることから、修習に及ぼす支障の程度は非常に大きいため、欠席を承認し得る場合はごく限られます。

イ 司法研修所における導入修習及び集合修習の修習日並びに分野別実務修習のうち講義、見学その他の合同修習の日及び家庭裁判所に

おける修習の日の場合

これらの日に行われる修習は代替性に乏しく、欠席すると司法修習生の修習に及ぼす支障が大きく、欠席を承認し得る場合は限られます。

ウ 実務修習のうちア及びイ以外の修習の日の場合

他の日に修習することによってこれを補うことが可能である場合も少なくないことから、欠席を承認し得る場合は、ア及びイの場合よりも広くなります。

(7) 欠席の具体例

参考のため、欠席を必要とする理由ごとの例を示します。

ア 司法修習生が結婚する場合

結婚式、新婚旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため、修習をしないことがやむを得ないと認められる場合、結婚の日（社会的に結婚したと認められる日。一般的には結婚式の日や婚姻届の提出日等ですが、その日に司法修習生であることが必要です。）の5日前の日から結婚の日以後4か月を経過する日までの期間における連続する5暦日の範囲内の期間（土曜・日曜等出席を要しない休日も日数に含まれます。1回限りの取得で、分割することはできません。）で、欠席の承認を受けることができます。

ただし、前項ア及びイの修習日については、あらかじめ修習の日程が明らかになっていること、結婚式や新婚旅行の日程は本人によって選択できることから、原則として認められません。

また、欠席の承認を受けることができる期間内に、年末年始やゴールデンウィークなど、長期の修習を要しない日程が含まれる場合は、当該日程を利用して旅行することが可能であるため、その前後の日程の新婚旅行を理由とする欠席は承認されないことがあります。

イ 親族・友人等の結婚式への参列

前項ア及びイの修習日については、原則として承認されませんが、前項ウの修習日については、欠席が承認される場合があります。

ウ 司法修習生の出産について

司法修習生の出産前、出産後の欠席が認められる期間は、特別休暇の例と基本的に同様ですが、「司法修習生の規律等について」第5の11の定めには留意する必要があります。

エ 親族等が死亡した場合

特別休暇の対象となる親族（配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹、おじ又はおば、父母の配偶者又は配偶者の父母、子の配偶者又は配偶者の子、祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおばの配偶者）が死亡した場合で、葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため、修習をしないことがやむを得ないと認められるときに欠席が承認されます。このほかに、参列しないと社会的儀礼を欠く結果となる場合には、欠席が承認される場合があります。

オ 父母等を追悼する場合

父母の追悼のための特別な行事のため、修習をしないことがやむ

を得ないと認められる場合、特別休暇の例により欠席が承認されます。近親者についても、参列しないと社会的儀礼を欠く結果となる場合には、欠席が承認される場合があります。

カ 親族を看病等する場合

子や配偶者、同居の親族の看病、看護、介護（以下「看病等」という。）であって、他に看病等する者がいない場合や、その病状等に照らしてこれに付き添うことが必要かつ社会的に相当と認められる場合、欠席が承認される場合があります。

キ 健康診断

前項ウの修習日に限り、年一、二回程度の健康診断受診（人間ドック等）のための欠席は承認されます。

ク 官公署に対する届出、申請等について

前項アの修習日については承認されません。前項イ及びウの修習日については、事情により欠席が承認される場合もありますが、導入修習及び集合修習の修習日並びに分野別実務修習中の合同修習や家裁修習の日については、承認される場合は限られます（なお、運転免許試験の受験のための欠席は認められません。）。また、休日、修習時間外、郵送等による届出、申請等が可能である場合（運転免許の更新手続など）は、欠席が承認されません。

ケ 子の入学・入園試験、子の入学・入園式、子の卒業・卒園式への出席等

欠席が承認されます。

コ 親族や知人の案内、引越し、ボランティアのための欠席等
自由研究日を除き、欠席は承認されません。

サ 弁護士事務所訪問等の就職活動について

弁護士事務所訪問等の就職活動を理由とする欠席は、導入修習期間中を除き、合計5日間まで承認されます。公務員試験及び資格試験の受験に関しても、就職活動の一環として欠席が承認されます。また、遠方での就職を予定している場合など、5日間を超える欠席が必要と認められるときは、合計7日間程度の欠席が承認される場合もあります。ただし、就職内定先での勉強会や内定者歓迎会のような、その主たる目的が就職活動先への採否に関わらないようなものである場合は、欠席を承認することができません。申請に当たっては、修習に及ぼす影響をできるだけ少なくするため、必要最小限度の欠席となるように留意する必要があります。

したがって、訪問先までの距離にもよりますが、例えば、午後6時からの面接等を受けるために、朝から一日欠席をすることは承認されない場合があります。

(8) 承認を得ない欠席

欠席する場合は、「欠席承認申請書」により、事前に承認を得るのが原則です。緊急かつやむを得ない場合（急病等）には、事後に承認を得ることになりますが、この場合には、速やかに電話等により、その修習単位を担う修習事務担当者等への連絡が必要になります。すなわち、連絡があり、それが承認されるまでは無断欠席とし

て非違行為の対象にもなる状態になっていることに留意してください。

以上のおり、遅刻や欠席の連絡は、単なるマナーの問題ではないことに注意してください。

欠席に正当な理由がないとして承認が得られなかった場合には、前記のおり修習終了の要件である修習期間に欠落を生じることになります。また、承認を得られない欠席は、そのこと自体が規律違反として、非違行為となります。

(9) 修習の停止と欠席

司法修習生が、非違行為により修習の停止を命じられた場合、これにより修習することができなかつた日は、欠席として取り扱われます（改めて欠席の承認を得る必要はありません。）。したがって、その他の正当な理由による欠席の日数と合わせた日数が所定の日数（45日以内）を超える場合は、修習期間に欠落を生じることになりますし、各実務修習又は集合修習の修習単位のうち修習を要する日の2分の1を超えた場合、その修習単位の成績は、原則として「不可」となります。

2 旅行について

(1) 外国旅行

司法修習生が、外国旅行をしようとするときは、あらかじめ、司法研修所長（実務修習中は配属庁会の長）の承認を受けなければなりません（「司法修習生の規律等について」第6の1）。

休日等とそれに接続する自由研究日（自宅起案日を除く。）を利用する場合には、9日以内の外国旅行であれば、認められます。この期間以外の実務修習期間中は、新婚旅行など、欠席の承認を得られる場合については、修習に著しい支障のない範囲で9日以内の外国旅行（土曜・日曜等出席を要しない休日も日数に含まれます。）が認められます。

外国旅行は、要件が整っていれば、必ず承認されるというわけではなく、普段の修習で欠席が多い場合など、修習状況に照らし、相当でないと認められるときは、承認されない場合があります。

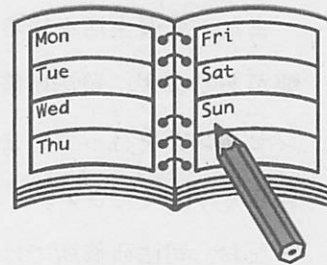
外国旅行を計画するに当たっては、万が一にも、修習日までに帰国することができないという事態が生じないように余裕を持った日程を組むことが大切です。また、承認を得るための申請書は、出発日の3週間前までに提出してください。提出が遅れると承認されないこともありますので、十分注意してください。

(2) 旅行と欠席

旅行日が、休日等以外の日（自由研究日を含む。）の外国旅行の場合には、外国旅行承認のほかに、欠席の承認を得る必要があります。

す。国内旅行の場合でも、欠席の承認を得る必要はあります。

旅行のために修習に出席できない場合には、欠席とされ、旅行期間中に含まれる自由研究日も欠席とされます（「司法修習生の規律等について」第5の8）。これは、司法研修所であると配属庁会であるを問わず、修習は定められた修習地で行われるべきものと予定されているので、その修習地を離れることにより、予定された修習の枠組みを外れることになるからです。ただし、旅行期間のうち、出発の日又は帰着の日が自由研究日である場合は、その日は欠席として取り扱われません。



第5 健康管理

司法研修所及び配属地における修習生活は、今までと異なった生活環境であり、また、これから新たな修習生活を送る過程で、様々な問題や状況に出会うこともあります。健全で、快適な日々を過ごしていくためには、心身ともに健康であることが肝要です。

自分の健康管理は自分自身で行うことが基本ですから、十分な睡眠と休養を取り、適度の運動をし、過度の飲酒を避けるなど、日常的に自ら健康を維持し、増進する心構えが必要です。

また、修習生活を送る上でメンタルヘルスの問題にも留意する必要があります。司法研修所では司法修習期間中に専門家によるカウンセリングを行っていますので、悩みを自分独りで抱え込まずに相談してみてください。

なお、司法研修所では、誰に相談してよいか分からない悩みを抱えている修習生のための相談窓口を下記のとおり用意しています。また、司法研修所の教官や配属庁会の指導担当者に相談してみることも検討してください。

記

司法修習生相談窓口（企画第二課課長補佐）

電話

郵便等の宛先 〒351-0194

埼玉県和光市南2丁目3番8号

司法研修所企画第二課 相談窓口

第6 緊急連絡先等

(1) 火災や地震等の災害の発生時について

司法研修所での修習中に火災や地震等の災害が発生した場合には、自らの身の安全を図ったうえで、教官又は非常放送の指示に従い、クラスごとに別途指名されている避難誘導員の誘導に従って、各教室に貼付されている基本避難経路によりグラウンドに避難してください。

休日等において大きな地震が発生し、在寮している場合については、寮各居室に備え付けのファイル「休日等に大規模地震等が発生したときの避難の方法等について」に記載されていますので事前に確認してください。

なお、「安否連絡カード」の内容を事前に確認しておき、夜間・休日に災害が発生した場合には同カードの記載に従ってください。

(2) その他

交通違反や事故などを起こしてしまった場合や、トラブルに巻き込まれた場合などには、以下のとおり直ちに連絡し、その指示に従ってください。

① 導入修習及び集合修習中

修習時間内 企画第二課調査係（直通048-460-2045）

修習時間外 各クラスの担当教官

② 分野別実務修習及び選択型実務修習中

各配属庁会の司法修習事務担当者等

資料編





凡 例

法規の原文は縦書きであるが、この便覧には便宜上左横書きにして登載した。通知等で原文は縦書きのものも同様である。

関連法規通知等

1 裁判所法抜粋（昭和22年4月16日公布、同年5月3日施行） 法律第59号

第14条（司法研修所）裁判官の研究及び修養並びに司法修習生の修習に関する事務を取り扱わせるため、最高裁判所に司法研修所を置く。

第55条（司法研修所教官）最高裁判所に司法研修所教官を置く。

② 司法研修所教官は、上司の指揮を受けて、司法研修所における裁判官の研究及び修養並びに司法修習生の修習の指導をつかさどる。

第56条（司法研修所長）最高裁判所に司法研修所長を置き、司法研修所教官の中から、最高裁判所が、これを補する。

② 司法研修所長は、最高裁判所長官の監督を受けて、司法研修所の事務を掌理し、司法研修所の職員を指揮監督する。

第66条（採用）司法修習生は、司法試験に合格した者（司法試験法（昭和24年法律第140号）第4条第2項の規定により司法試験を受け、これに合格した者にあつては、その合格の発表の日の属する年の4月1日以降に法科大学院（学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程を修了したものに限る。）の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

② 前項の試験に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第67条（修習・試験）司法修習生は、少なくとも1年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

② 司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。

③ 前項に定めるもののほか、第1項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

第67条の2（修習給付金の支給）司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金を支給する。

② 修習給付金の種類は、基本給付金、住居給付金及び移転給付金とする。

③ 基本給付金の額は、司法修習生がその修習期間中の生活を維持するために必要な費用であつて、その修習に専念しなければならないことその他の司法修習生の置かれている状況を勘案して最高裁判所が定める額とする。

裁判所法抜粋

- ④ 住居給付金は、司法修習生が自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下この項において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っている場合（配偶者が当該住宅を所有する場合その他の最高裁判所が定める場合を除く。）に支給することとし、その額は、家賃として通常必要な費用の範囲内において最高裁判所が定める額とする。
- ⑤ 移転給付金は、司法修習生がその修習に伴い住所又は居所を移転することが必要と認められる場合にその移転について支給することとし、その額は、路程に応じて最高裁判所が定める額とする。
- ⑥ 前各項に定めるもののほか、修習給付金の支給に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第67条の3（修習専念資金の貸与等）最高裁判所は、司法修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習専念資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金であって、修習給付金の支給を受けてもなお必要なものをいう。以下この条において同じ。）を貸与するものとする。

- ② 修習専念資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによる。
- ③ 最高裁判所は、修習専念資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習専念資金を返還することが困難となったとき、又は修習専念資金の貸与を受けた者について修習専念資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第26条の規定は、適用しない。
- ④ 最高裁判所は、修習専念資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習専念資金を返還することができなくなったときは、その修習専念資金の全部又は一部の返還を免除することができる。
- ⑤ 前各項に定めるもののほか、修習専念資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第68条（罷免等）最高裁判所は、司法修習生に成績不良、心身の故障その他のその修習を継続することが困難である事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免することができる。

- ② 最高裁判所は、司法修習生に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免し、その修習の停止を命じ、又は戒告することができる。

司法研修所規則・司法研修所規程

第75条（評議の秘密）合議体である裁判の評議は、これを公行しない。但し、司法修習生の傍聴を許すことができる。

② 評議は、裁判長が、これを開き、且つこれを整理する。その評議の経過並びに各裁判官の意見及びその多少の数については、この法律に特別の定がない限り、秘密を守らなければならない。

2 司法研修所規則（昭和22年12月1日施行）
最高裁判所規則第11号

第1条 司法研修所に最高裁判所が定める員数の職員を置く。

第2条 最高裁判所は、必要があると認めるときは、裁判官、検察官、弁護士又は学識経験のある者に司法研修所教官の事務の一部を囑託する。

第3条 司法研修所の庶務を掌らせるため、司法研修所に事務局を置く。

② 司法研修所に事務局長及び事務局次長を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所が補する。

③ 司法研修所事務局長は、司法研修所長の命を受けて、事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

④ 司法研修所事務局次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

⑤ 司法研修所事務局にその事務を分掌させるため、課を置き、各課に課長を置く。

⑥ 課長は、裁判所事務官を以て充て、上司の命を受けて、その課の事務を掌理する。

第4条 最高裁判所は、必要があると認めるときは、司法研修所の支部を設ける。

3 司法研修所規程（昭和22年12月1日施行）
最高裁判所規程第6号

第1条 司法研修所は、裁判官及び司法修習生の人格識見の向上並びに司法に関する理論及び実務の研究又は修得を指導する。

第2条 司法研修所の研修は、左の各号によりこれを行う。

一 合同研修

二 個別研究

三 その他の研修

第3条 前条第1号の研修の組織を次の2部に分ける。

第一部 裁判官の研修

第二部 司法修習生の修習

司法研修所事務局分課規程

- 2 前条第3号の研修は、講演又は資料の配布その他の方法によりこれを行う。
- 第4条 第2条第2号及び第一部の研修については、研修の期間、場所及び研修に参加する者その他の重要な事項は、最高裁判所がこれを定める。
 - 2 前項に定めるものを除いて、研修に関し必要な事項は、司法研修所長が、これを定める。ただし、第二部の研修の企画その他の重要な事項を定めるには、教官会議の議を経なければならない。
 - 3 教官会議は、第二部の研修を担当する司法研修所教官でこれを組織し、司法研修所長が、その議長となる。
 - 4 司法研修所長は、司法研修所規則第2条の規定により囑託を受けた者を教官会議に参加させることができる。
- 第5条 司法研修所長は、研修を終えた者に研修の結果を報告させることができる。
 - 2 司法研修所長は、第一部の研修を終えた者の氏名及び研修の結果を最高裁判所長官に報告する。
- 第6条 司法研修所長は、研修の目的を達するために必要な調査又は研究を適当な者に委嘱することができる。
 - 2 司法研修所長は、前項の規定により委嘱した調査又は研究の結果を最高裁判所長官に報告する。
- 第6条の2 司法研修所に、参与を置くことができる。
 - 2 参与は、第一部の研修に関し、求められた事項について、意見を述べる。
 - 3 参与は、優れた識見を有する者のうちから、司法研修所長が委嘱する。
 - 4 参与の任期は、二年とし、再び委嘱されることができる。
- 第7条 司法研修所長は、毎年3月末までに、翌年度の研修計画の大綱を定め、これを最高裁判所長官に申し出なければならない。
- 第8条 この規程に定めるものの外、司法研修所に関し必要な事項は、司法研修所長がこれを定める。

4 司法研修所事務局分課規程 (昭和24年7月1日施行) 最高裁判所規程第14号)

第1条 司法研修所事務局に次の課を置く。

- 総務課
- 経理課
- 企画第一課
- 企画第二課

司法研修所事務局分課規程

第2条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 会議及び協議会に関する事項
- 二 機密に関する事項
- 三 公印の保管に関する事項
- 四 文書の接受及び発送並びに公文書類の編集及び保管に関する事項
- 五 研修員及び司法修習生の合宿舎の運営に関する事項
- 六 図書の収集、保管、閲覧等に関する事項
- 七 他の課に属しない事項

第3条 経理課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 予算及び決算に関する事項
- 二 物品の整備、出納及び保管に関する事項
- 三 自動車の運行に関する事項
- 四 庁舎等の施設の管理及び安全保持に関する事項

第4条 企画第一課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 裁判官の研修の企画立案に関する事項
- 二 裁判官の研修の日程の編成に関する事項
- 三 研修員の招集に関する事項
- 四 裁判官の研修の日程の実施に関する事項
- 五 裁判官の研修の制度及び実態の調査に関する事項
- 六 裁判官の研修の結果の報告に関する事項
- 七 裁判官の研修に必要な資料の収集、編集、整備及び配布に関する事項
- 八 司法研究の企画及び実施に関する事項

第5条 企画第二課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 司法修習生の修習の企画立案に関する事項
- 二 司法修習生の修習の日程の編成に関する事項
- 三 司法修習生の招集に関する事項
- 四 司法修習生の修習の日程の実施に関する事項
- 五 司法修習生の修習の制度及び実態の調査に関する事項
- 六 司法修習生の修習の結果の報告に関する事項
- 七 司法修習生の修習に必要な資料の収集、編集、整備及び配布に関する事項
- 八 教材及び講義案の編集、整備及び配布に関する事項
- 九 司法研究報告書、司法研修所論集等の刊行に関する事項

第6条 事務局長において必要と認めるときは、一の課に属する事務を適宜他の課において処理させることができる。

司法修習生に関する規則

5 司法修習生に関する規則（昭和23年8月18日施行）
最高裁判所規則第15号

第1章 総 則

第1条 司法研修所長は、修習の全期間を通じて、修習に関しては、司法修習生を統轄する。

第2条 司法修習生は、最高裁判所の許可を受けなければ、公務員となり、又は他の職業に就き、若しくは財産上の利益を目的とする業務を行うことができない。

第3条 司法修習生は、修習にあたって知った秘密を漏らしてはならない。

第2章 修 習

第4条 司法修習生の修習については、高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備えるように努めなければならない。

第5条 司法修習生は、修習期間のうち、少なくとも10箇月は実務を修習しなければならない。

② 前項の実務修習の修習期間のうち、少なくとも、4箇月は裁判所で、2箇月は検察庁で、2箇月は弁護士会で修習しなければならない。

③ 第1項の実務修習の時期及び場所は、司法研修所長が、これを定める。

第6条 司法修習生が病気その他の正当な理由によって修習しなかった45日以内の期間は、これを修習した期間とみなす。

第7条 実務修習は、司法研修所長が、地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会に委託して、これを行わしめる。

② 司法研修所長は、前項の実務修習を高等裁判所又は高等検察庁に委託して行わしめることができる。

③ 司法研修所長は、第1項の規定により弁護士会に実務修習を委託する場合には、日本弁護士連合会にその旨の通知をしなければならない。

第8条 最高裁判所は、実務修習の間、司法修習生に対する監督を高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正又は弁護士会長に委託する。

第9条 実務修習の委託を受けた高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会は、常に司法研修所と緊密な連絡を保ち、適当な修習をさせるように留意しなければならない。

② 司法研修所は、高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会の

司法修習生に関する規則

修習の担当者を召集して、修習に関し協議を行うことができる。

- ③ 第7条第3項の規定は、前項の規定により協議を行う場合に準用する。
- 第10条 実務修習の委託を受けた高等裁判所の長官、地方裁判所の所長、高等検察庁の検事長、地方検察庁の検事正及び弁護士会の会長は、実務修習を終えた際、修習事項の大要、成績、行状その他参考となる事項を司法研修所長に報告しなければならない。
- 第11条 司法研修所は、この規則に定めるものの外、修習に関して必要な事項を定めることができる。
- ② 高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会は、この規則に定めるもの又は司法研修所が前項の規定によって定めるものの外、それぞれ各庁又は各会における修習に関して必要な事項を定めることができる。
 - ③ 高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長は、前項の事項を定めたときは、これを司法研修所長に報告しなければならない。

第3章 考 試

第12条 裁判所法（昭和22年法律第59号。以下「法」という。）第67条第1項の試験を行うため、最高裁判所に司法修習生考試委員会（以下「委員会」という。）を常置する。

- ② 委員会は、委員長及び委員若干名でこれを組織し、委員長がその事務を掌理する。
- ③ 委員長は、最高裁判所長官を以てこれに充て、委員は、裁判官、検察官、司法研修所教官、弁護士その他適当な者の中から、最高裁判所が、これを委嘱する。
- ④ 委員会に書記を置く。

第12条の2 最高裁判所は、特に必要があると認めるときは、考査委員を委嘱することができる。

- ② 考査委員は、考試の実施に関し、委員長が特に命じた事務を行なう。

第13条 司法研修所長は、考試の前に、修習の成績を委員会に報告しなければならない。

- ② 前項の報告には、第10条により高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長の提出した実務修習に関する報告書を添附しなければならない。

第14条 委員会は、裁判、検察及び弁護士事務の実務その他必要な事項について考試を行う。

第15条 考試の方法及び期日は、委員会がこれを定める。

第16条 委員会は、司法研修所長が報告した修習成績と考試の結果によって、合格、不合格を定め、委員長は、これを最高裁判所に報告しなければならない。

第4章 罷 免 等

第17条 法第68条第1項の最高裁判所の定める事由は、次に掲げる事由とする。

司法修習生の修習給付金の給付に関する規則

- 一 成績不良又は心身の故障により、修習を継続することが困難であるとき。
 - 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - 三 破産手続開始の決定を受けたとき。
 - 四 本人から願出があったとき。
 - 五 前3号に掲げるもののほか、第1号に掲げる事由に準ずる事由
- ② 法第68条第2項の最高裁判所の定める事由は、品位を辱める行状、修習の態度の著しい不良その他これらに準ずる事由とする。
- 第18条 修習の停止の期間は、1日以上20日以下とする。
- ② 修習の停止を命じられた司法修習生は、司法修習生としての身分を保有するが、修習をすることはできない。司法修習生は、修習の停止を命じられている期間中法第67条の2第1項の修習給付金を受けることができない。
- 第19条 司法研修所長は、司法修習生に第17条第1項各号のいずれか又は同条第2項の事由があると認めるときは、これを最高裁判所に報告しなければならない。
- ② 高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長は、監督の委託を受けた司法修習生に、第17条第1項各号のいずれか又は同条第2項の事由があると認めるときは、司法研修所長を経て、これを最高裁判所に報告しなければならない。
- 第20条 この規則に定めるもののほか、司法修習生の罷免等に関して必要な事項は、最高裁判所が定める。

6 司法修習生の修習給付金の給付に関する規則（平成29年11月1日施行） 最高裁判所規則第3号

（基本給付金及び住居給付金の支給）

第1条 基本給付金（裁判所法（昭和22年法律第59号。以下「法」という。）第67条の2第2項に規定する基本給付金をいう。以下同じ。）及び住居給付金（同項に規定する住居給付金をいう。以下同じ。）は、給付期間（同条第1項に規定する修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間（以下「通常修習期間」という。）をその開始の日（以下「開始日」という。）又は各月において開始日に相当する通常修習期間内の日（開始日に相当する日がない月においては、その月の末日）から各翌月の開始日に相当する日（開始日に相当する日がない月においては、その月の末日）の前日（当該前日が通常修習期間内にないときは、通常修習期間の末日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。以下同じ。）ごとに支給する。

（基本給付金の額）

第2条 基本給付金の額は、一の給付期間につき13万5千円とする。ただし、通常修習

司法修習生の修習給付金の給付に関する規則

期間の末日の属する給付期間の基本給付金の額は、当該給付期間にその末日の翌日から次の開始日に相当する日(開始日に相当する日がない月においては、その月の末日。以下同じ。)の前日までの期間を加えた期間の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

- 2 次の各号に掲げる期間を含む給付期間の基本給付金の額は、当該給付期間(通常修習期間の末日の属する給付期間の場合にあっては、当該給付期間にその末日の翌日から次の開始日に相当する日の前日までの期間を加えた期間)の現日数を基礎として、日割りによって計算する。
 - 一 司法修習生としての身分を保有しない期間(給付期間の中途において法第68条第1項若しくは第2項の規定により罷免された場合における罷免された日の翌日から当該給付期間の末日までの期間又は給付期間の中途において再び採用された場合における当該給付期間の初日から再び採用された日の前日までの期間をいう。第4条第3項第1号において同じ。)
 - 二 法第68条第2項の規定により修習の停止を命じられた期間(第4条第3項第2号において「修習停止期間」という。)
- 3 司法修習生が死亡したときは、その死亡した日の属する給付期間まで基本給付金を支給し、当該給付期間の基本給付金の額は、前2項の規定の例による額とする。

(基本給付金の支給の方法)

第3条 基本給付金は、最高裁判所の定める日に、最高裁判所の定める方法により支給する。

(住居給付金の額等)

第4条 法第67条の2第4項に規定する最高裁判所が定める場合は、司法修習生の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母又は配偶者の父母が所有し、又は借り受け、居住している住宅及び最高裁判所がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を司法修習生が借り受けて当該住宅に居住している場合とする。

- 2 住居給付金の額は、一の給付期間につき3万5千円とする。ただし、通常修習期間の末日の属する給付期間の住居給付金の額は、当該給付期間にその末日の翌日から次の開始日に相当する日の前日までの期間を加えた期間の現日数を基礎として、日割りによって計算する。
- 3 次の各号に掲げる期間を含む給付期間の住居給付金の額は、当該給付期間(通常修習期間の末日の属する給付期間の場合にあっては、当該給付期間にその末日の翌日から次の開始日に相当する日の前日までの期間を加えた期間)の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

司法修習生の修習給付金の給付に関する規則

- 一 司法修習生としての身分を保有しない期間
 - 二 修習停止期間（次号から第6号までに掲げる期間に該当する期間を除く。）
 - 三 司法研修所において修習するために住所又は居所の移転をした司法修習生（次号及び第5号において「移転者」という。）が最高裁判所が設けた寮又はこれに相当する施設として最高裁判所が定める施設に居住した期間
 - 四 移転者が無償で提供される住宅又はこれに相当する住宅に居住した期間
 - 五 移転者が第1項に規定する住宅に居住した期間
 - 六 前3号の期間に準ずる期間として最高裁判所が定める期間
- 4 司法修習生が死亡したときは、その死亡した日の属する給付期間まで住居給付金を支給し、当該給付期間の住居給付金の額は、前2項の規定の例による額とする。
- （住居給付金に係る届出）
- 第5条 法第67条の2第4項に規定する住居給付金の支給に関する要件（以下「住居給付要件」という。）を具備するに至った司法修習生は、住居給付要件を具備していることを証明する書類を添付して、最高裁判所の定める様式により、その居住の実情を速やかに最高裁判所に届け出なければならない。住居給付金の支給を受けている司法修習生の居住の実情に変更があった場合についても、同様とする。
- （住居給付金に係る確認及び認定）
- 第6条 最高裁判所は、司法修習生から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その司法修習生が住居給付要件を具備するときは、その司法修習生に住居給付金を支給すべきことを認定しなければならない。
- （住居給付金の支給の始期及び終期）
- 第7条 住居給付金の支給は、司法修習生が住居給付要件を具備するに至った日（以下この項において「要件具備日」という。）の属する給付期間の次の給付期間（要件具備日が給付期間の初日であるときは、要件具備日の属する給付期間）から開始し、司法修習生が住居給付要件を欠くに至った日の属する給付期間（その日が給付期間の初日であるときは、その日の属する給付期間の前の給付期間）をもって終わる。ただし、住居給付金の支給の開始については、第5条の規定による届出がこれに係る要件具備日から7日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する給付期間の次の給付期間（その日が給付期間の初日であるときは、その日の属する給付期間）から行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、司法修習生が、司法修習生に関する規則（昭和23年最高裁判所規則第15号）第7条第1項の規定に基づき司法研修所長が地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会に委託して行わしめる修習の開始に伴い当該修習の開始の日として最高裁判所が定める日（以下この項において「実務修習開始日」という。）の前日ま

司法修習生の修習給付金の給付に関する規則

で新たに住居給付要件を具備し、かつ、第5条の規定による届出を実務修習開始日から7日以内にしたときは、当該実務修習開始日の属する給付期間から住居給付金の支給を開始する。

(住居給付金の支給の方法)

第8条 住居給付金は、最高裁判所の定める日に、最高裁判所の定める方法により支給する。

(住居給付要件の事後の確認)

第9条 最高裁判所は、現に住居給付金の支給を受けている司法修習生が住居給付要件を具備しているかどうかを随時確認するものとする。

(移転給付金の額)

第10条 移転給付金（法第67条の2第2項に規定する移転給付金をいう。以下同じ。）の額は、最高裁判所の定める路程に応じた別表の定額による額とする。

(移転給付金に係る届出)

第11条 法第67条の2第5項に規定する移転給付金の支給に関する要件（以下この条及び次条において「移転給付要件」という。）を具備するに至った司法修習生は、移転給付要件を具備していることを証明する書類を添付して、最高裁判所の定める様式により、その移転の実情を速やかに最高裁判所に届け出なければならない。

(移転給付金に係る確認及び認定)

第12条 最高裁判所は、司法修習生から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その司法修習生が移転給付要件を具備するときは、その司法修習生に移転給付金を支給すべきことを認定しなければならない。ただし、その届出が、住所又は居所の移転をする原因となった修習の開始の日（やむを得ず同日後に移転をした場合にあっては、当該移転をした日）から7日を経過した後にされたときは、この限りでない。

(移転給付金の支給の方法)

第13条 移転給付金は、最高裁判所の定める日に、最高裁判所の定める方法により支給する。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、修習給付金の支給に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。

(別表省略)

7 司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則

(平成22年11月1日施行)
最高裁判所規則第10号)

(貸与申請の方式等)

第1条 裁判所法(昭和22年法律第59号。以下「法」という。)第67条の3第1項に規定する申請(以下「貸与申請」という。)は、最高裁判所の定める事項を記載した申請書(以下「貸与申請書」という。)を最高裁判所に提出してしなければならない。

2 貸与申請書には、第4条第1項第1号に掲げる者を保証人に立てる場合にはその者の保証書を、同項第2号に掲げる金融機関を保証人に立てる場合には当該金融機関に保証を委託する旨を記載した書面を添付するほか、最高裁判所の定める書面を添付しなければならない。

3 貸与申請書の提出は、司法修習生の採用の申込みをした者もすることができる。

(修習専念資金の貸与の方法)

第2条 修習専念資金(法第67条の3第1項に規定する修習専念資金をいう。以下同じ。)は、貸与申請がされた日(貸与申請書を提出した日が同項に規定する修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間(以下この項及び第7条において「通常修習期間」という。)の開始の前日であるときは、当該開始の日に貸与申請がされたものとみなす。)の属する貸与単位期間(通常修習期間をその開始の日又は各月においてその日に相当する通常修習期間内の日(その日に相当する日がない月においては、その月の末日)から各翌月の通常修習期間の開始の日に相当する日(その日に相当する日がない月においては、その月の末日)の前日(当該前日が通常修習期間内には、通常修習期間の末日)までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。以下同じ。)の次の貸与単位期間(貸与申請がされた日が貸与単位期間の初日であるときは、当該貸与単位期間)に係る分からこれを貸与する。

2 修習専念資金は、次条の規定により各貸与単位期間ごとに定められる額の修習専念資金を、最高裁判所の定める日までに、最高裁判所の定める方法により交付して貸与するものとする。ただし、貸与申請に係る事実を確認することができない等の事情があるため、修習専念資金をその日までに交付することができないときは、その日後に交付することができる。

(修習専念資金の額)

第3条 修習専念資金の額は、一貸与単位期間につき10万円(以下この条において「基本額」という。)とする。

司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則

- 2 修習専念資金の貸与を受けようとする者又は修習専念資金の貸与を受けている司法修習生が、次の各号のいずれかに該当する場合において、修習専念資金の額の変更を申請したときは、修習専念資金の額を一貸与単位期間につき12万5千円に変更する。
 - 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がある場合
 - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がある場合
 - 三 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条第2項に規定する扶養親族（同項第1号に掲げる配偶者及び同項第2号に掲げる子を除く。）がある場合
- 3 前項の規定による修習専念資金の額の変更を受けた者が、修習専念資金の額の基本額への変更を申請したときは、修習専念資金の額を基本額に変更する。
- 4 前2項の規定による申請は、最高裁判所の定める事項を記載した申請書を最高裁判所に提出してしなければならない。
- 5 前条第1項の規定は、第2項及び第3項の規定による修習専念資金の額の変更の申請があった場合について準用する。
- 6 第2項に定める額の修習専念資金の貸与を受けている司法修習生が、同項各号に掲げる場合のいずれにも該当しないこととなったときは、当該該当しないこととなった日の属する貸与単位期間の次の貸与単位期間（その日が貸与単位期間の初日であるときは、当該貸与単位期間）以降に係る修習専念資金の額を基本額に変更する。

(保証人)

第4条 修習専念資金の貸与を受けようとする者は、次に掲げるいずれかの者を保証人に立てなければならない。

- 一 自然人2人
- 二 一の金融機関（最高裁判所の指定するものに限る。）

2 前項に規定する保証人は、修習専念資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

3 民法（明治29年法律第89号）第451条の規定は、修習専念資金の貸与については適用しない。

(貸与申請の撤回)

第5条 貸与申請をした者は、最高裁判所の定める撤回書を提出することにより、いつでも将来に向かって貸与申請の撤回をすることができる。

(修習専念資金の貸与の終了)

第6条 修習専念資金の貸与を受けている司法修習生について次に掲げる事由のいずれかが生じたときは、当該事由が生じた日の属する貸与単位期間の次の貸与単位期間(そ

司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則

の日は貸与単位期間の初日であるときは、当該貸与単位期間以降に係る修習専念資金を貸与しないものとする。

- 一 前条の規定による撤回をしたとき。
- 二 法第68条第1項又は第2項の規定により罷免されたとき。
- 三 死亡したとき。
- 四 第4条第1項に規定する保証人を欠くに至った後相当の期間内に同項に規定する保証人を新たに立てなかったとき。
- 五 その他最高裁判所の定める事由が生じたとき。

(修習専念資金の返還の期限等)

第7条 修習専念資金の返還の期限は、通常修習期間の終了した月の翌月から起算して5年を経過した後10年以内で最高裁判所の定める日とし、その返還は、年賦の均等返還の方法によるものとする。ただし、最高裁判所の定めるところにより繰上返還することを妨げない。

(法第67条の3第3項に規定する最高裁判所の定める事由)

第7条の2 法第67条の3第3項に規定する最高裁判所の定める事由は、次に掲げるものとする。

- 一 修習専念資金の貸与を受けた者が給与所得（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう。）以外の所得を有しない者（次号において「給与所得者」という。）である場合において、当該者の最高裁判所の定める期間における収入金額（法科大学院（学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）における修学のための借入金（最高裁判所の定めるものを除く。次号において単に「借入金」という。）を当該期間中に返還したときは、その返還額を控除した残額）が300万円以下であること（当該者について次条第2項第2号から第5号までに掲げる事由のいずれかが生じたときを除く。）。
- 二 修習専念資金の貸与を受けた者が給与所得者以外の者である場合において、当該者の前号に規定する期間における総収入金額（借入金を当該期間中に返還したときは、その返還額を控除した残額）から必要経費を控除した残額が200万円以下であること（当該者について次条第2項第2号から第5号までに掲げる事由のいずれかが生じたときを除く。）。

(期限の利益の喪失)

第8条 修習専念資金の貸与を受けた者は、その者について次に掲げる事由のいずれかが生じたときは、第7条の規定にかかわらず、最高裁判所の請求に基づき、その指定する日までに、返還未済額の全部を返還しなければならない。

司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則

- 一 正当な理由がなく、修習専念資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったとき。
 - 二 第6条第4号に掲げる事由が生じたとき。
 - 三 次条に規定する返還明細書を提出すべき日までにこれを提出しなかったとき。
 - 四 その他最高裁判所の定める事由が生じたとき。
- 2 修習専念資金の貸与を受けた者は、その者について次に掲げる事由のいずれかが生じたときは、第7条の規定にかかわらず、直ちに返還未済額の全部を返還しなければならない。
- 一 第6条第2号に掲げる事由が生じたとき（最高裁判所の定める場合を除く。）。
 - 二 強制執行を受けたとき。
 - 三 租税その他の公課について滞納処分を受けたとき。
 - 四 財産について競売の開始があったとき。
 - 五 破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたとき。
 - 六 その他最高裁判所の定める事由が生じたとき。

(返還明細書の提出)

- 第9条 修習専念資金の貸与を受けた者は、その貸与申請に係る修習専念資金の最後の貸与単位期間の末日までに、最高裁判所の定める事項を記載した返還明細書を最高裁判所に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第6条の規定により修習専念資金を貸与しないものとされた場合には、最高裁判所の指定する日までに、同項に規定する返還明細書を最高裁判所に提出しなければならない。

(延滞利息)

- 第10条 修習専念資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく、修習専念資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(修習専念資金の貸与及び返還に関する書面の提出)

- 第11条 最高裁判所は、修習専念資金の貸与を受け、又は受けようとする者及びその保証人又は保証人となるべき者に対し、この規則に定めるもののほか、最高裁判所の定めるところにより、修習専念資金の貸与及び返還に関し必要と認める書面の提出を求めることができる。

(電子情報処理組織を使用する方法等による申請等)

- 第12条 貸与申請書の提出、第3条第4項に規定する申請書の提出及び第5条に規定する撤回書の提出（以下この条において「貸与申請書等の提出」という。）については、

司法修習生に関する規則第19条第2項の報告について

これらの規定にかかわらず、最高裁判所の定めるところにより、最高裁判所の定める電子情報処理組織（最高裁判所若しくはこれに置かれる機関又はこれらの職員であって独立に権限を行使することを認められたものの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と貸与申請書等の提出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって最高裁判所が定めるものにより行うことができる。

- 2 前項の方法により行われた貸与申請書等の提出については、当該貸与申請書等の提出に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、この規則の規定を適用する。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、修習専念資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。

8 司法修習生に関する規則第19条第2項の報告について

（令和2年8月26日司研企二第486号地方裁判所長、
家庭裁判所長、地方検察庁検事正、弁護士会会長
宛て司法研修所長通知）

- 1 監督の委託を受けた司法修習生について、司法修習生に関する規則（以下「規則」という。）第19条第2項の規定により最高裁判所に対する報告をする場合には、あらかじめ当該司法修習生に対して次の事項を告げた上、弁明の機会を与えるものとする。ただし、当該司法修習生が所在不明又は心身の故障等により弁明することができないときは、この限りでない。
 - (1) 規則第17条第1項第1号、第5号又は第2項に定める事由に該当する疑いのある事実関係
 - (2) 規則第19条第2項の規定による報告の対象とする旨
 - (3) 弁明書の提出先及び提出期限
- 2 規則第19条第2項の規定による報告をする際には、当該司法修習生が提出した弁明書その他の資料（ただし書により弁明の機会を与えなかったときにあっては、弁明することができない事情を記載した文書）を併せて送付するものとする。

※ なお、集合修習中等において、司法修習生に規則第17条第1項第1号、第5号又は第2項に当たる事由があると認め、司法研修所長が規則第19条第1項の規定により最高裁判所に報告する場合にも、上記と同様の弁明の機会が与えられる。

9 司法修習生の規律等について

平成29年11月1日司研企二第1018号地方裁判所
長、家庭裁判所長、地方検察庁検事正、弁護士
会会長宛て司法研修所長通知
一部改正 令和3年2月8日司研企二第42号

司法修習生に関する規則（昭和23年最高裁判所規則第15号、以下「規則」という。）
第11条第1項の規定に基づき、司法修習生の規律等について次のとおり定める。

第1 定義

- 1 この定めにおいて、「配属庁会」とは、司法修習生が配属された各裁判所、検察庁及び弁護士会をいう。
- 2 この定めにおいて、「修習単位」とは、配属庁会における民事裁判修習、刑事裁判修習、検察修習、弁護修習及び選択型実務修習並びに司法研修所における集合修習によって分けられる各修習の単位をいう。ただし、民事裁判修習又は刑事裁判修習中に家庭裁判所における修習を実施したときは、その修習は、その修習の日が属する修習単位に属するものとみなす。
- 3 この定めにおいて「出席」とは、司法修習生が、指導担当者等が指定した修習場所へ出向いて修習することをいう。
- 4 この定めにおいて、「休日等」とは、次に掲げる日をいう。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日まで
- 5 この定めにおいて、「自由研究日」とは、司法研修所長又は配属庁会の長が、休日等以外の日について、司法修習生が出席及び具体的な修習課題を行うことを要しないものとして定めた日をいう。
- 6 この定めにおいて、「自宅起案日」とは、指導担当者等が具体的な修習課題等を与え、司法修習生が当該日にその課題等を行うことを前提として、司法修習生が出席を要しないものとされる日をいう。

第2 宣誓

- 1 司法修習生は、修習を開始するに当たり、宣誓をしなければならない。
- 2 宣誓は、別紙様式により、修習専念義務及び守秘義務を遵守するとともに、高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、法曹としてふさわしい品位と能力を備えるように努めることを誓うものとする。

第3 身分証明書

司法修習生の規律等について

- 1 司法修習生は、司法研修所長から身分証明書の交付を受け、常にこれを携帯していなければならない。
- 2 司法修習生は、身分証明書を紛失し又は汚損したときは、直ちに、司法研修所長に対し、その旨を届け出た上、再交付を求めなければならない。
- 3 司法修習生の身分を失ったときは、直ちに、司法研修所長に対し、身分証明書を返却しなければならない。

第4 身上等に関する届出

(身上に関する届出)

- 1 司法修習生は、司法研修所長に対し、氏名、生年月日、性別、住所及び本籍等身上に関する事項を届け出なければならない。
- 2 1により届け出た事項に変更があったときは、司法研修所長に対し、その変更を届け出なければならない。
- 3 実務修習中に、2に定める届出をするときは、当該配属庁会の長（選択型実務修習中にあつては、弁護士会長。以下同じ。）を経てするものとする。
- 4 司法修習生は、2の変更（住所の変更を除く。）については、戸籍謄本、戸籍抄本又はそれらの写しのいずれかを添付するものとする。

(緊急連絡先の届出)

- 5 司法修習生は、司法修習開始時及び各修習単位の開始時に、司法研修所長（配属庁会における実務修習中にあつては、当該配属庁会の長）に対し、それぞれ緊急連絡先（携帯電話の電話番号を含む。）を届け出なければならない。
- 6 司法修習生は、5で届け出た緊急連絡先に変更が生じたときは、届出をした司法研修所長又は配属庁会の長に対し、変更を届け出なければならない。

第5 欠席

(修習しなかった期間の意義)

- 1 規則第6条に規定する修習しなかった期間の計算においては、休日等以外の日であつて修習しなかった日（修習の停止を命じられた日を含む。以下、「欠席」という。）の日数を合計する方法による。

(承認)

- 2 司法修習生は、病気その他の正当な理由により欠席（自由研究日に終日住所又は居所を不在とする場合を含む。）しようとするときは、あらかじめ、司法研修所長（配属庁会における実務修習中にあつては、当該配属庁会の長）の承認を受けなければならない。
- 3 司法修習生は、病気、災害その他やむを得ない理由により、あらかじめ承認を得ることができずに欠席したときは、速やかに、その理由を添えて欠席の承認を受け

司法修習生の規律等について

なければならない。

4 司法修習生が、修習の停止を命じられ欠席するときは、承認を受けることを要しない。

5 2及び3の承認を受けようとする司法修習生は、書面により申請するものとする。

(承認決定の通知)

6 司法研修所長又は配属庁会の長は、5の申請があったときは、欠席を承認するかどうかを決定し、申請者に対し、適宜の方法で結果を通知するものとする。

(承認の判断基準)

7 司法研修所長及び配属庁会の長が欠席が正当な理由によるものかどうかを判断するに当たっては、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第18条及び第19条の規定の趣旨を、司法修習生の地位、性質に適合する限度において参酌するものとする。

(自由研究日等についての解釈基準)

8 自由研究日及び自宅起案日については、出席しなかったことをもって欠席とはされない。ただし、病気、旅行等により終日住所又は居所に不在となる場合等、現に修習し得ない事情があるときは、欠席として取り扱う。

(長期間の欠席、成績との関係)

9 司法修習生は、5日以上引き続き欠席したときは、司法研修所長（配属庁会における実務修習中であつては、当該配属庁会の長）に対し、医師の証明書その他修習することができない理由を十分に明らかにする書面を提出しなければならない。

10 配属庁会における実務修習中に9に定める書面の提出があったときは、配属庁会の長は、司法研修所長に対し、遅滞なくその旨を報告するものとする。

11 一つの修習単位における欠席期間の日数が、その修習単位のうちの修習を要する日（修習単位の日数から第1の4の(1)から(3)までに掲げる日数を控除した日数）の2分の1を超えたときは、司法修習生指導要綱（甲）第4に定める成績の評定においては、原則として「不可」と取り扱う。

(配属庁会のした欠席の承認結果の司法研修所長への報告)

12 配属庁会の長は、各修習単位の修習の終了後、速やかにその修習単位の修習における各司法修習生の欠席承認結果及び修習の停止による欠席の結果を司法研修所長に対し報告するものとする。この場合において、検察庁及び弁護士会の長は、地方裁判所長に対し、その写しを送付するものとする。

第6 外国旅行

(司法研修所長又は配属庁会の長の承認)

1 司法修習生は、外国旅行をしようとするときは、あらかじめ、司法研修所長（旅

司法修習生の規律等について

行期間が配属庁会における実務修習中に当たるときは、当該配属庁会の長)の承認を受けなければならない。

(申請方法)

2 司法修習生は、1の承認を受けようとするときは、司法研修所長又は配属庁会の長に対し、当該旅行の出発日の3週間前までに書面により申請しなければならない。旅行期間が二つの修習単位にかかるときの申請先は、先の修習単位を基準とする。

(外国旅行の承認基準)

3 司法修習生の外国旅行は、次に掲げる各要件を備えていなければならない。

(1) 次のいずれかに該当する場合であること。

ア 休日等を利用する場合

イ 修習のため指導担当者等に同行する場合

ウ 欠席を伴うときは、欠席を承認することができる場合(ただし、出発の日又は帰着の日が自由研究日であるときは、その日は欠席としない。)

(2) 旅行先が、本邦と外交関係のある国又はこれに準ずる地域であること。

(3) 旅行の期間が9日以内であること。

(4) 私費又はこれに準ずるものを渡航費用とするものであること。

4 司法修習生は、3に定める基準を満たす場合であっても、不測の事態等により修習に支障が生じないように旅程を計画しなければならない。

5 司法研修所長又は配属庁会の長は、次に掲げる事由があるときは、外国旅行の申請を承認しないことができる。

(1) 2に定める期限を徒過して申請があったとき

(2) 申請者の修習状況等に照らし、相当でないと認めるとき

(決定及び通知)

6 司法研修所長又は配属庁会の長は、2に定める申請があった場合、承認するかどうかを決定し、申請者に対し、適宜の方法で当該結果を通知するものとする。

7 旅行期間が、二つの修習単位にかかるものであるときは、申請を受けた司法研修所長又は配属庁会の長は、次の修習単位の修習を実施する司法研修所長又は配属庁会の長の意見を聴取した上で、承認するかどうかを判断する。

(事後措置等)

8 配属庁会の長は、欠席を伴う外国旅行を承認したときは、司法研修所長に対し、第5の12による報告の書面に、その承認した外国旅行の旅行先、目的及び期間を記載するものとする。

9 配属庁会の長は、外国旅行における不測の事態等により、司法修習生が欠席した

司法修習生の規律等について

ときは、その旨を速やかに司法研修所長に報告するものとする。

第7 兼職等の許可申請

(兼職等の許可申請)

1 司法修習生は、規則第2条の規定により最高裁判所の許可を受けようとするときは、その申請書を司法研修所長に提出しなければならない。ただし、配属庁会における実務修習中にあつては、当該配属庁会の長を経て提出するものとする。

(その他の兼業の許可制)

2 司法修習生は、規則第2条に規定する場合を除くほか、司法研修所長の許可を受けなければ、学業その他の業務に就くことができない。

3 司法修習生が2に定める許可を受けようとするときは、申請書を司法研修所長に提出して申請するものとする。この場合において、配属庁会における実務修習中に許可を受けようとするときは、当該配属庁会の長を経て申請書を提出するものとする。

(許可決定の通知)

4 司法研修所長は、3の申請があつたときは、当該兼業を許可するかどうかを決定し、申請者に対し、適宜の方法で結果を通知するものとする。

第8 届出等の様式

第4の2及び5による届出、第5の5及び第6の2による申請並びに第5の12による報告の様式は、司法研修所長が別に定めるところによる。ただし、実務修習中の配属庁会の長に対する届出又は申請については、配属庁会の長において異なる様式を定めることを妨げない。

(別紙様式省略)

司法修習生のバッジに関する規程

10 司法修習生のバッジに関する規程 (昭和32年12月1日施行)
最高裁判所規程第11号)

第1条 司法修習生は、この規程に定めるバッジをつけるものとする。

2 前項のバッジの形状及び制式は、附図のとおりとする。

第2条 前条のバッジは、交付する。

2 司法修習生がその身分を失ったときは、すみやかにバッジを返納しなければならない。

(附図)

バッジの形状



バッジの制式

地質	大 き さ		表 面		裏面及 び側面
			縁	内 部	
銀 (七宝入)	上片	長さ 1.0 ㎝ 幅 0.35 ㎝	銀	上片 紺色	銀
	右片	長さ 0.7 ㎝ 幅 0.23 ㎝		右片 赤色	
	下片	長さ 0.95 ㎝ 幅 0.3 ㎝		下片 白色	

11 司法修習生指導要綱（甲）

〔平成18年4月1日司研企第000791号地方裁判所
長、家庭裁判所長、地方検察庁検事正、弁護士
会会長宛て司法研修所長通知〕

第1章 総 則

第1（司法修習の意義・理念）

司法修習生の修習は、法科大学院において修得した学識及び実務の基礎的素養等を前提として、学識の深化を図り、これを実務に応用できる能力をかん養することを目的として、幅広い法曹の活動に共通して必要とされる法的問題の解決のための基本的かつ汎用的な技法と思考方法を修得させることを中心として行う。同時に、司法修習生の指導に当たっては、法曹としての高い識見と法曹倫理を含む職業意識を身に付けさせ、法曹となるにふさわしい品位を備えさせ、その社会的使命を自覚させるように留意する。

第2（司法修習において養成すべき能力等）

司法修習においては、法曹として活動を開始するに当たり必要な事実調査能力、法的分析能力、事実認定能力、書面や口頭による説得的な表現能力等を修得させることに重点をおいて指導する。

第3（司法修習の構成、期間及び順序）

1 司法修習の構成及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 修習を委託された裁判所、検察庁及び弁護士会（以下「配属庁会」という。）における実務修習
- | | |
|-----------|-----|
| ア 分野別実務修習 | 8箇月 |
| イ 選択型実務修習 | 2箇月 |
- (2) 司法研修所における集合修習 2箇月

2 前項の各修習の順序は、最初に分野別実務修習を行い、その後に選択型実務修習及び司法研修所における集合修習を行うものとする。選択型実務修習と集合修習の順序は、別に定める。

第4（成績評価）

- 1 成績評価においては、事実調査能力、法的分析能力、事実認定能力、表現能力等を基本的な評価の観点とする。
- 2 分野別実務修習においては、分野ごとに4段階（優、良、可、不可）の評価とし、

司法修習生指導要綱（甲）

集合修習では、科目ごとに6段階（優、良上、良、可、可下、不可）の評価とする。

3 選択型実務修習の成績評価は、別に定める。

第5（実務修習及び集合修習の連携）

司法研修所と、各配属庁会の指導担当者とは、相互に緊密に連絡を取り、また司法修習の指導の在り方に関する協議会を開くこと等により、実務修習と、集合修習が相互により有機的に連携するものとなるよう配慮する。

第6（司法修習生指導連絡委員会）

配属庁会においては、司法修習生の指導に関して相互に連絡を取り、また司法研修所と緊密な連携を保つため、配属地ごとに司法修習生指導連絡委員会を設ける。

司法修習生指導連絡委員会は、修習の効果を上げるため、分野別実務修習の内容、順序、選択型実務修習の実施、修習に関する費用の使用方法等について連絡協議する。

第2章 実務修習

第1（分野別実務修習）

1 分野別実務修習は、実務家の個別的指導の下で実際の事件の取扱いを体験的に学ぶ個別修習を中心とする。

2 分野別実務修習は、民事裁判、刑事裁判、検察及び弁護の各分野について、それぞれ2箇月ずつ行う。

3 分野別実務修習においては、例えば次のような指導上の工夫を行い、質、量共に修習の実が上がるように配慮する。

(1) 指導内容を、法曹に共通して必要とされる基本的な能力の養成に焦点を絞る。

(2) 当該分野の修習に支障を来さない範囲で、他の分野で修習した特定の事件についてその後の進行状況に応じて継続して修習させるなどして、一つの事件を継続して修習できるようにする。

4 各分野の指導は、法科大学院における教育により修得された法律に関する実務の基礎的素養を踏まえ、次に掲げることを中心に行う。

(1) 裁判

ア 指導目標

具体的事件に関する審理、判断等につき、裁判官の立場で修習することを通じて、法曹として必要な基本的知識や技法を修得させるとともに、裁判官としての在り方及び心構え並びに裁判実務の実情について理解させる。

イ 指導方法

民事、刑事とも、通常第一審事件を中心として、実務上比較的多く見受けられる事案を修習させる。

司法修習生指導要綱（甲）

民事裁判においては、口頭弁論期日等、検証、証拠保全等の手続、合議等を傍聴させ、事件の各手続における実体法上及び手続法上の問題点を検討させるほか、判決書等裁判文書を起案させて、講評を加えるなどして、適正かつ迅速な裁判を実現するための標準的な民事裁判実務を学ばせる。

刑事裁判においては、公判、その準備のための諸手続、合議等を傍聴させ、事案に応じ、事件の問題点を検討、報告させるほか、判決書等裁判文書を起案させて、講評を加えるなどして、適正かつ迅速な刑事裁判を実現する意義を理解させ、そのための方策を学ばせる。

家庭裁判所における家事事件及び少年事件についても、傍聴、講義、見学その他適当な方法により指導する。

(2) 検察

ア 指導目標

具体的事件の取扱いについて検察官の立場で修習することを通じて、法曹として必要な基本的知識や技法を修得させるとともに、検察官の使命と役割、検察官として必要な心構え及び検察の実務を理解させる。

イ 指導方法

事件の捜査については、事案の真相を解明するための犯罪捜査の在り方、証拠収集及び取調べの要領を中心に指導する。事件の処理については、事案の真相の把握、見通しの体得、証拠の価値判断、事件報告の要領、起訴・不起訴処分決定の在り方等を重点として指導し、法曹として必要とされる的確な判断力を養成することを主眼とする。公判の立会については、検察官の公判立会を傍聴させるほか、立証方針の策定、提出証拠の整理、裁判所に提出する書面の作成、尋問技術など、公判立会の要領を指導する。

(3) 弁護

ア 指導目標

具体的事件の取扱いについて弁護士の立場で修習することを通じて、民事及び刑事弁護の全般にわたり、弁護士として必要な基本的知識と技法を体得させるとともに、弁護士の使命、職責及び職務について理解させる。

イ 指導方法

弁護実務修習は、主として、配属会が選任した個別指導担当弁護士の指導による。個別指導担当弁護士は、具体的事件について、訴状、弁論要旨等の法律文書を起案させて指導し、また、法廷内外の活動その他の事件処理に立ち会わせてその問題点について解説するなどして、弁護実務の実情を体験的に理解させる。

司法修習生指導要綱（甲）

5 各分野別実務修習の具体的な指導内容、指導方法は、別に定める。

第2（選択型実務修習）

- 1 選択型実務修習は、配属庁会等において、司法修習生の主体的な選択により、分野別実務修習の成果の深化と補完を図り、又は各自が関心を持つ法曹の活動領域における知識・技法の修得を図ることを旨として行う。
- 2 選択型実務修習の具体的な指導内容、指導方法は、別に定める。

第3章 集合修習

第1（集合修習の意義）

集合修習は、実務修習を補完し、司法修習生全員に、実務の標準的な知識、技法の教育を受ける機会を与えるとともに、体系的で汎用性のある実務知識や技法を修得させることを旨として行う。

第2（集合修習における科目）

集合修習は、民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護及び刑事弁護の5科目を中心として指導する。

第3（クラス担任制）

集合修習は、5科目の教官がそれぞれクラスを担当するクラス担任制で行う。

第4（集合修習の指導の指針）

- 1 集合修習においては、実際の事件記録に基づいて作成した修習記録を用いて司法修習生に文書を起案させ、討論、講評を行うことを指導の中心とする。使用する教材は、修習の総仕上げとするにふさわしいものとする。

法律文書そのものだけでなく、指導内容に応じて法律上の問題点について調査した書面の起案を求めたり、司法修習生が積極的、主体的に修習に取り組めるようにしたりするなどの指導上の工夫をする。

- 2 民事系、刑事系における各科目間のカリキュラムの連携、共通化を図り、有機的関連を高めるようにする。

第5（各科目の指導目標）

各科目の指導は、次に掲げることを中心として行い、具体的な指導内容、指導方法は、別に定める。

1 民事系科目

ア 民事裁判

要件事実論を実践的、多角的に用いる能力と事実認定能力を体系的に修得させるとともに、結論を説得的に表現する能力をかん養し、標準的な訴訟運営の在り方を修得させる。

司法修習生指導要綱（甲）

イ 民事弁護

弁護実務に直結した民事訴訟の基本的な知識と技法を体系的に修得させ、民事訴訟関連実務に対する理解も深めさせるとともに、法律実務家としての活動開始を目前に控えた司法修習生に対し、弁護士の使命と職責や弁護士倫理の重要性を十分に認識させ、その職務の遂行に必要な能力を修得させるため、総合的な指導を行う。

ウ 民事共通

(ア) 民事に関する多様な法分野及び諸制度についての汎用性のある知識を習得させる。

(イ) 民事訴訟の実務処理上の問題点や民事訴訟における法曹倫理等について、民事裁判、民事弁護それぞれの立場から複合的、多角的な指導を行う。

2 刑事系科目

ア 刑事裁判

刑事裁判における事実認定及び訴訟手続を中心として総合的・体系的な修習指導をし、事実認定の基本的な手法と標準的な刑事訴訟手続に関する実務的な知識及び理論を修得させる。

イ 検察

検察実務に関する知識、経験等を体系的に結合させて、検察実務に関する総合的指導を行い、法曹に共通して必要な基本的知識及び技法修得の仕上げを期する。

ウ 刑事弁護

事案の分析、証拠の評価、捜査・公判の各場面における弁護活動について、適正手続の理念にのっとったより高度な実務能力を総合的・体系的に修習指導し、刑事手続（少年事件を含む。）における弁護士の使命と職責、弁護士倫理の重要性を理解させ、その職務の遂行に必要な能力を修得させる。

エ 刑事共通

その性質上、刑事裁判、検察及び刑事弁護において共同して指導することにより成果が期待できる事柄について、刑事共通科目として指導する。

3 その他

複数の科目で共同して指導することによる成果が期待される分野について、共通科目として指導することができる。

12 分野別実務修習における各分野の指導準則

〔平成18年4月1日司研企第000791号地方裁判所
長、家庭裁判所長、地方検察庁検事正、弁護士
会会長宛て司法研修所長通知〕

この準則は、司法修習生指導要綱（甲）第2章第1の5の規定を受け、分野別実務修習における各分野の具体的な指導方法等を定めるものである。

各実務修習庁会は、各庁会の実情に応じて、本準則に基づき修習指導する。

第1 裁判

1 指導方法

計画的かつ統一的な指導を行い、実務修習の効果を上げるため、次の要領に従って、配属庁の実情に応じた具体的な指導計画を作成する。

- (1) 司法修習生は原則として部に配属し、できる限り複数の裁判官の指導を受けられるように配慮する。単独事件のほか、合議事件についても修習させ、事件の係属状況によっては、他の部の事件について修習させることも考慮する。
- (2) 指導計画の作成、各配属部間の連絡調整等を担当する全般的な指導担当の裁判官を修習指導官として定める。
- (3) 各配属部の裁判官は、修習指導官と適宜協議を行い、各配属部間の指導の統一を図るとともに、指導方法の研究及び向上に努める。
- (4) 司法修習生が民事部に配属されている期間における刑事裁判修習、刑事部に配属されている期間における民事裁判修習についても、配属庁の実情に応じて機動的に対処できるように配慮する。

2 指導の範囲及び方針

- (1) 指導に当たっては、次の各点に配慮する。

ア 法科大学院における教育内容を踏まえた上で、司法研修所における集合修習と連携し、具体的な事件に関する審理、判断等につき、裁判官の立場で修習することを通じて、法曹として必要な基本的能力を養成することに重点を置き、裁判実務における技術的、形式的な事項の指導は、法曹として理解しておくべき基本的な事柄にとどめるようにする。

イ 指導に当たっては、司法修習生同士で討議をさせ、司法修習生に随時発問して意見を述べさせ、司法修習生からの質問に回答する機会をできるだけ設けるなどして、司法修習生の積極的、主体的取組を引き出すように配慮する。

ウ 配属庁の実情に応じて、実務修習の趣旨に即した適当な方法、例えば、実務

分野別実務修習における各分野の指導準則

修習への導入のための講義、問題研究等による合同修習の機会を設けることも考慮する。

(2) 上記のほか、民事裁判については、次の要領による。

ア 通常訴訟の第一審事件を中心として、実務上比較的多く見受けられる事案を選択して修習させるようにする。

イ 口頭弁論を傍聴させ、弁論準備、和解に立ち会わせるほか、検証、証拠保全等の手続にもできるだけ立ち会う機会を設け、また、合議を傍聴させるなどして民事裁判の実情を直接理解できるように配慮するとともに、事件の各手続における実体法上及び手続法上の問題点を検討させることにより、適正かつ迅速な裁判を実現するための標準的な民事裁判実務を学ばせる。

ウ 事案に応じ、判決書の全文又は修習に適する部分の起案をさせて指導し、また、事件の争点及び争点に関する事実認定の要点を簡潔に記載した書面を複数の司法修習生に起案させ、これを基に討論させて指導するようにする。

エ 民事保全事件、民事執行事件等についても、配属庁の実情に応じて、傍聴、講義その他適当な方法により、実務上の基礎的知識を修得させるように配慮する。

(3) 上記(1)のほか、刑事裁判については、次の要領による。

ア 通常第一審事件を中心として、実務上比較的多く見受けられる事案を選択して修習させる。

イ 公判を傍聴させるほか、公判前整理、事前準備、期日間準備、期日外の証人尋問等の手続にもできるだけ立ち会う機会を設け、また、合議を傍聴させるなどして刑事裁判の実情を直接理解できるように配慮するとともに、適正かつ迅速な刑事裁判を実現する意義を理解させ、そのための方策を学ばせる。

ウ 事案に応じ、判決書の全文又は修習に適する部分の起案をさせるほか、事実認定上、法律上の問題点や量刑等について検討した結果を書面又は口頭で報告させ、これに講評を加えるなどして指導する。

エ 令状事件等についても、配属庁の実情に応じて、傍聴、講義その他適当な方法により、実務上の基礎的知識を修得させるように配慮する。

(4) その他

ア 家庭裁判所における家事事件及び少年事件についても、傍聴、講義、見学その他適当な方法により、実務の事件処理の実情を理解させる。その期間は、両者を通じ、原則として5日間とするが、配属庁の実情に応じて、先に講義等を実施した上で、訴訟、審判、調停、調査等の修習に適した手続がある際に傍聴させるなど、機動的な対処をすることも考慮する。

分野別実務修習における各分野の指導準則

- イ 裁判官以外の裁判所職員の事務についても、講義、見学等を実施し、裁判所全体の機構と活動状況を理解させるように努める。特に、調書作成事務や審理充実事務等の裁判所書記官事務についての実情を理解させるように配慮する。

第2 検察

1 指導方法

配属庁は、指導担当検察官を定め、一定の指導計画のもとにその指導に当たる。

また、各検察庁の実情に応じて、指導担当検察官との連携のもと、それ以外の検察官を司法修習生の指導に当たらせることができる。

2 指導の範囲及び方針

- (1) 指導に当たっては、法科大学院における教育内容を踏まえた上で、司法研修所における集合修習と連携し、実際の事件の捜査・処理、公判立会その他の検察事務について、検察官の立場で修習することなどを通じて、法曹として必要な基本的能力を養成することを主眼とし、その際、形式的・技術的な事項の指導は基本的なものにとどめ、検察官として必要な心構えを理解させることを心掛ける。
- (2) 事件の捜査については、事案の真相を解明するための犯罪捜査の在り方、証拠収集及び取調べの要領を中心に指導する。
- (3) 事件の処理については、事案の真相の把握、見通しの体得、証拠の価値判断、事件報告の要領、起訴・不起訴処分決定の在り方等を重点として指導し、法曹として必要とされる的確な判断力を養成することを主眼とする。
- (4) 公判の立会については、検察官の公判立会を傍聴させるほか、立証方針の策定、提出証拠の整理、裁判所に提出する書面の作成、尋問技術など、公判立会の要領を指導する。
- (5) その他、必要に応じて、裁判所及び弁護士との連絡、関係機関との連携協力等について、適宜その要領を指導する。
- (6) 上記(1)から(5)について指導するため、検察官の活動、検察事務等に関する講義、検察実務に関する研究会等の合同修習を行う。

第3 弁護

1 指導方法

- (1) 弁護実務修習は、主として、配属会が選任した個別指導担当弁護士（以下「担当弁護士」という。）の指導による。担当弁護士は、具体的事件について、訴状、弁論要旨等の法律文書を起案させて指導し、また、法廷内外の活動その他の事件処理に立ち会わせてその問題点について解説するなどして、弁護実務の実情を体験的に理解させる。
- (2) 配属会の司法修習委員会と担当弁護士は、緊密に連絡協議し、指導方法の研究

分野別実務修習における指導のガイドライン

及び向上に努める。

2 指導の範囲及び方針

- (1) 指導に当たっては、法科大学院における教育内容を踏まえた上で、司法研修所における集合修習と連携するとともに、民事弁護と刑事弁護の修習を適切に配分し、弁護士の立場で具体的な事件処理を修習することを通じて、法曹として必要な基本的能力を養成することに重点を置き、さまざまな分野における弁護実務の基礎的な事柄を体得させるように努める。
- (2) 指導の範囲は、上記の指導方法に留意しつつ、配属会及び担当弁護士の実情に応じて、弁護士倫理及び公益活動のほか、おおむね次の事項について、司法修習委員会及び担当弁護士が適宜定める。
 - A 民事弁護
 - ア 民事保全、民事執行を含む訴訟活動
 - イ 民事調停、家事調停、審判等における活動
 - ウ 法律相談、交渉、契約書起案、倒産処理等の訴訟外活動
 - B 刑事弁護
 - ア 起訴前弁護活動（接見交通等を含む。）
 - イ 第一審・上訴審公判における弁護活動
 - ウ 刑事事件における各種書面の起案
 - エ 少年事件における付添人活動
- (3) 配属会の司法修習委員会は、修習内容の質的及び量的な調整を図るため、配属会の実情に応じ適宜講義、討論等の合同修習を行う。

13 分野別実務修習における指導のガイドライン

第1 民事裁判（平成23年5月（令和6年3月改訂） 民事裁判教室）

1 趣旨

本文書は、当教室作成に係る「新司法修習における分野別実務修習（民事裁判）について」（平成20年5月）及び「分野別実務修習（民事裁判）について－補足－」（平成22年10月28日）に記載された指導理念に基づき、各庁において司法修習生の指導をするに当たって、特に留意していただきたい事項を記載したものである。

2 具体的指導における留意点

(1) 指導の態勢

- ア 各司法修習生が、修習期間内に部総括を含む複数の裁判官の期日に立ち会える

分野別実務修習における指導のガイドライン

よう、裁判官と司法修習生の組合せに配慮していただきたい。

イ 原則として、期日の全件を傍聴させるのではなく、司法修習生に適切な事件を選択し、当該事件の記録を検討させて立会をさせていただきたい（ただし、修習の当初は、期日全体の流れを理解させるため、全件を傍聴させることも考えられる。）。また、期日の実施形態（口頭弁論、対面方式・ウェブ会議方式の弁論準備手続等）にも配慮して、可能な範囲で、一通りの期日が傍聴できるよう配慮していただきたい。

ウ 記録の検討や法廷傍聴などにおいて現れる実体法・手続法上の問題点について、司法修習生と質疑応答・解説の機会を設けていただきたい。質疑応答・解説に際しては、訴訟手続の進行や事件の見込み等を意識した指導となるよう配慮していただきたい。また、各庁に配布済みの「民事訴訟手続に関する司法修習生への質問事項集」の活用も有益である。

エ 起案については、判決全文起案（判決書の形式で全文の起案を求めるもの）ではなく、部分起案やサマリーペーパーを中心としていただきたいが、司法修習生の能力や意欲等も踏まえて、判決全文起案をさせることは差し支えない。件数については、主張分析と事実認定のバランスにも配慮した上で、事実認定について少なくとも2件、リサーチペーパー等も含めて全体で少なくとも4件の起案をさせていただきたい。

オ 複数の司法修習生に同一の記録に基づく起案をさせ、その司法修習生らに討論をさせて指導する方法も有益である（裁判官も交えた討論により、起案の講評に代えることも考えられる。）。また、事案によっては、合議事件を用いることも考えられる。

カ 各庁の実情に応じて、証拠保全、保全、執行等の特殊事件の修習を適宜実施していただきたい（ただし、より深化した修習は選択型実務修習に委ねることになる。）。

(2) 主張分析

主張分析に関しては、要件事実の考え方についての基本的理解を前提として、適用されるべき法規範を選択し、これに当てはまる具体的事実を的確に抽出した上で、適切に争点（争いのある主要事実）を把握する能力を修得させることに十分に意を用いていただきたい。その際には、争点整理が終わった段階の主張整理だけでなく、争点が定まっていない事件をどのように審理していくかという争点整理の過程にも重点を置いた指導をお願いしたい。

【指導方法の具体例】

ア 訴状審査（訴訟物が特定されているか、訴訟要件や請求原因が足りているか等

分野別実務修習における指導のガイドライン

を検討させ、主たる争点は何かを考えさせながら、今後の訴訟進行を検討させる。）

イ 期日における求釈明事項の検討（裁判官が期日でどのような求釈明をし、どう訴訟を進行させていくかを考えさせる。）

ウ リサーチペーパーの作成（事件に現れた実体法・訴訟法上の問題点について、調査をさせ、その検討結果を記載させる。）

エ 主張分析についての起案

(3) 事実認定

事実認定に関しては、処分証書や重要な報告文書の成立が争われている事件のみならず、できる限り、証拠構造や証拠評価が問題となるものや現代的な社会の実相を反映した内容のもの、規範的要件の成否が判断の対象となるものを取り上げ、記録に現れた事実を多角的な視点から分析させるとともに、そのうち結論を左右する重要な事実が何かを検討させることに重点を置いて指導をお願いしたい。

【指導方法の具体例】

事実認定についての起案（「生きた事件」（進行中の事件）の記録を使用して事件全体について起案をさせるほか、適切な記録がない場合には、事件全体ではなく特定の争点についてだけ起案をさせたり、確定記録をコピーしておいて起案をさせたりするなどの工夫も有益である。）

(4) 争点及び証拠の整理

実際の民事訴訟における争点及び証拠の整理（以下「争点整理」という。）の重要性に照らし、できる限り、「生きた事件」を用いて、主張分析及び事実認定の基本的能力が相互に関連して動的に用いられることについて理解させるとともに、司法修習生自らが争点整理の在り方についても考えるよう、指導をお願いしたい。

【指導方法の具体例】

ア その時点での心証を踏まえた求釈明事項の検討（期日での求釈明事項の検討に当たり、要件事実の整理の観点にとどまらず、その時点までに提出された書証等で形成できる心証を踏まえることを意識させる。また、修習期間が限られていることから、司法修習生には、コピーをしておいた確定記録を段階的に見せて、その時点での心証を踏まえた求釈明事項を検討させることで、争点整理がされていく様を追体験させるなどの工夫も考えられる。）

イ 中心的な争点及び立証計画の検討（争いのある主要事実を全て抽出した上で、その時点までに提出された書証等で形成できる心証を踏まえて、集中証拠調べを経て確定すべき争点を検討させる。また、その争点につき、どの人証から何を聞くかを検討させる。）

ウ 当教官室作成に係る争点整理のDVDの視聴及びそれに基づく議論（同DVD

分野別実務修習における指導のガイドライン

を視聴させ、その内容について裁判官と司法修習生が議論をする機会をできるだけ設けていただきたい。また、民裁クルールの中間あたりまでに上記DVDを視聴させるようお願いしたい。

(5) 紛争解決

紛争解決に関しては、和解手続や和解条項に関する知識だけでなく、当該事案に適した紛争解決方法を的確に見通せる能力を修得させられるような指導をお願いしたい。

【指導方法の具体例】

弁論準備手続終結段階や証拠調べ終了段階での和解案の検討（結論の見通しや、紛争の背景事情等を踏まえて、適切な落ち着きどころはどこかを検討させる。）

(6) 合同修習

ア 講義

(ア) 民裁修習の冒頭に、各庁の実情に応じ、指導官により、分野別実務修習に当たっての心構えや注意事項等に関する講義を行っていただきたい。その際は、実務修習の位置付けや内容・方法など一般的な説明も行うこととする。

(イ) 書記官事務に関する講義等を行うかは各庁の実情に委ねるが、弁護士になった際に書記官事務の意義、重要性を正しく理解できるよう、その意識の涵養に努めていただきたい。

イ 問題研究

(ア) 各クルールに一度、民裁修習中の者を対象に、全国統一的な即日起案方式による問研起案を行うこととする。この問研起案は、各庁が主催し、司法研修所教官がこれに協力するもので、基本的な手順は次のとおりである。

① 当教官室が修習記録及び起案要領を作成して各庁に送付し、全国同一日、同一時刻に、各庁において、即日起案を行う。

② 司法研修所教官は、各庁から起案の送付を受け、担当する司法修習生の起案を検討した上、起案受領から2週間後を目途に、起案の講評を行う。

(イ) 上記の問研起案のほか、各庁独自の問題研究（主張分析起案、事実認定起案等）を実施するかは、各庁の実情に委ねる。

ウ その他

意欲のある修習生を対象に、判事補を活用するなどして、任意参加の勉強会を定期的にも実施することも考えられる。

第2 刑事裁判（平成25年11月（平成28年8月改訂） 刑事裁判教官室）

1 ガイドラインの趣旨等

分野別実務修習における指導のガイドライン

刑事裁判実務修習（以下「刑裁修習」という。）については、各庁において、指導態勢や事件の係属状況等を踏まえて、一定水準の指導を行うための工夫等がされているところであるが、各庁の実情に応じた指導上の工夫等をする前提として、司法修習生（以下「修習生」という。）に対する指導の内容・方法に関する指針を明確化しておくことが必要であると考えられる。

本ガイドラインは、各庁の刑事裁判実務修習において修習生を指導するに当たって、特に留意していただきたい事項を記載したものである。

本ガイドラインの内容は、部総括裁判官だけでなく、修習生の指導に当たる陪席裁判官にも周知していただきたい。

2 指導の方針

「法廷実務に限らない法律実務家に共通して必要とされる基本的・汎用的な能力を修得させる」との指導目標を踏まえ、法曹資格取得後の継続教育との役割分担も考慮して、指導の内容を吟味していただきたい。特に、技術的・形式的事項については、司法修習段階における指導内容として適切かという観点から、指導の是非を吟味していただきたい。

また、司法修習は、法科大学院において修得した基本的な法理論や実務の基礎的素養（これらが不十分な修習生には、自学自修を促していただきたい。）を生々の事実や証拠に基づいた具体的事案に応用する実践的教育であるから、できる限り具体的事件に即して実践的かつ動態的な思考力を涵養することに意を用いていただきたい。

3 具体的指導における留意点

(1) オリエンテーション

刑裁修習の冒頭に、指導官から、修習に当たっての心構えや注意事項（評議の傍聴に関するものを含む。）等に関するオリエンテーションを行っていただきたい。その際、後記(2)イを踏まえた公判前整理手続に関する修習の視点を伝えることも考えられる。

(2) 公判前整理手続及び公判手続（評議を含む。）

ア 全般

公判前整理手続や公判審理を傍聴させる場合は、その前後の適宜の時期に、当該事件に即した手続進行上の問題点について、修習生と質疑応答の機会を設けたり、レポートを課したりしていただきたい（他の場面にも応用できる汎用的能力を修得させる観点から、基本的な手続の根底にある考え方にも目を向けた指導を行うことも考えられる。）。その際、手続の進展など動態的な観点を意識するとともに、当事者の活動にも留意した指導を行っていただきたい。

イ 公判前整理手続

分野別実務修習における指導のガイドライン

公判前整理手続（法曹三者による打合せを含む。）については、適切な事件を選択して積極的に傍聴させていただきたい。

基本的な条文や手続の流れに関する知識・理解を前提として、争点整理の意義と目的を、具体的事件に即して理解させることに意を用いていただきたい。その際、事件毎の手続進行段階に応じた指導も行っていたいただきたい。なお、自白事件の公判前整理手続についても、これを指導の題材として、量刑判断の構造を意識した指導を行うことが考えられる。

【指導方法の具体例】

- i 公判前整理手続期日（初回の打合せ等を含む。）を傍聴させ、当該事件に即して、当該期日の意義・目的やそこで行うべき事項を理解させるとともに、今後の当事者の活動（どの時点までに行うべきかという点を含む。）を具体的に考えさせる。
- ii 手続が相当程度進行している事件については、修習生に、証明予定事実記載書、予定主張記載書等を段階的に交付し、交付する毎に課題を与えてレポートを作成させるなどして、手続の進行を主体的に考えさせる（適切な事件がない場合に備え、公判前整理手続の指導用に事件記録をコピーしておくなどの工夫も考えられる。）
- iii 裁判員裁判が終了した後、その審理等を傍聴した修習生と質疑応答をする際、当該事件の公判前整理手続の在り方にも立ち返った指導を行う。
（このほか、ミニ模擬裁判等の簡易な模擬裁判において、公判前整理手続についても準備・実演をさせ、この点も含めて裁判官が講評することも考えられる。）

ウ 公判手続（評議を含む。）

公判審理の傍聴については、漫然と全件を傍聴させるのではなく、事件の類型や争点を意識して適切な事件を選択し、計画的に傍聴させ、公判手続の流れの通覧的理解はもちろん、段階ごとの手続の意義・目的、証拠法の実務、的確な心証形成のための証拠調べの在り方（尋問や異議の在り方を含む。）等についての理解を深めさせていただきたい。その際、可能な範囲で、各修習生が、裁判員裁判の審理及び評議を傍聴する機会が得られるよう配慮していただきたい。なお、傍聴に先立ち、各修習生に対し、評議の傍聴に関する注意を徹底していただきたい。

傍聴させた場合には、適宜の時期に事実認定や手続進行上の問題点に関する質疑応答やレポート課題を課すなどするほか、特に裁判員裁判においては、当事者の訴訟活動が裁判員にどのように受け止められたかという観点からの質疑応答もしていただきたい。

分野別実務修習における指導のガイドライン

(3) 起案

ア 起案については、サマリーペーパーを中心としていただきたい。起案の件数は、各修習生の能力や意欲等も踏まえて対応することとしていただければよいが、文章による表現能力の観点から、事実認定について少なくとも2件、具体的事件に現れた手続上の問題点や量刑について検討した結果をまとめたレポートなど（ただし、適条表など法令の適用に関する起案を除く。）も含め、全体で少なくとも4件の起案をさせていただきたい（適切な事件がない場合に備え、事件記録をコピーしておくなどの工夫も考えられる。）。

また、同一の事件について、複数の修習生にそれぞれ並行して起案をさせた上、その修習生らに討論をさせながら、裁判官が指導することも考えられる（これにより起案の講評に代えることができる。）。

イ 事実認定起案については、争点が法律概念にかかわるもので、実務上比較的多く見られる事案も取り上げていただきたい（複数の争点がある事件については、争点の内容等を考慮し、一部の争点についてだけ起案をさせることも考えられる。）。

ウ 起案の講評等においては、起案が、①争点判断のポイントをとらえたものになっているか（事実や証拠の重要性についての意識が乏しく、総花的な検討をただけのものになっていないか）、②認定事実と要証事実との結び付きについて、論理的かつ説得的な論述ができているか、③供述の信用性判断については、必要限度で、かつ、判断指標の意味合いを理解して論述しているか（判断指標を機械的・総花的に検討しただけのものになっていないか）、という観点も意識して指導を行っていただきたい。

(4) 簡易な模擬裁判

配属部毎に実施する簡易な模擬裁判については、実施時期等は各庁の実情に委ねるが、特段の事情がない限り、これを実施して指導を行っていただきたい。

(5) その他

ア 問題研究等

合同修習として問題研究等を実施するかは、各庁の実情に委ねるが、これを実施する場合は、法科大学院教育を経た上での刑裁修習における指導内容に相応しいものかという観点から、課題等を吟味していただきたい。

イ 令状等

令状や保釈について、実際の事件を題材とした指導を行っていただきたい。

ウ 書記官事務

書記官事務に関する講義等を行うかは各庁の実情に委ねる（講義等を行う場合

分野別実務修習における指導のガイドライン

は、過度に細目的・技術的な事項にわたらないよう留意が必要である。)が、修習生が書記官事務の意義、重要性を正しく理解できるよう、その意識の涵養に努めていただきたい。

エ その他

修習生の自学自修を支援するため、修習生が自主的に行う勉強会に左陪席裁判官等が協力することも考えられる。

第3 検察 (平成26年3月24日地方検察庁次席検事 宛て法務省刑事局総務課長事務連絡)

1 検察の分野別実務修習における指導目標・指導方法

- (1) 司法修習においては、法曹として活動を開始するに当たり必要な事実調査能力、法的分析能力、事実認定能力、書面や口頭による説得的な表現能力等を修得させることに重点をおいて指導するものとされ(司法修習生指導要綱(甲)第1章第2)、検察の分野別実務修習の指導目標は、具体的事件の取扱いについて検察官の立場で修習することを通じて、法曹として必要な基本的知識や技法を修得させるとともに、検察官の使命と役割、検察官として必要な心構え及び検察の実務を理解させることとされている(同第2章第1・4(2)ア)。
- (2) 検察の分野別実務修習における指導方法は、事件の捜査については、事案の真相を解明するための犯罪捜査の在り方、証拠収集及び取調べの要領を中心に指導し、事件の処理については、事案の真相の把握、見通しの体得、証拠の価値判断、事件報告の要領、起訴・不起訴処分決定の在り方等を重点として指導し、法曹として必要とされる的確な判断力を養成することを主眼とし、公判の立会については、検察官の公判立会を傍聴させるほか、立証方針の策定、提出証拠の整理、裁判所に提出する書面の作成、尋問技術など、公判立会の要領を指導すること等とされている(司法修習生指導要綱(甲)第2章第1・4(2)イ、分野別実務修習における各分野の指導準則第2・2(2)ないし(6))。

2 捜査実務修習について

- (1) 司法修習生に対し、少なくとも3件の具体的な事件について、捜査実務修習を行わせるように努める。
 - ア 前記1(1)の指導目標を達成するには、できるだけ多くの実際の事件に基づいて、流動的な証拠関係を前提とした捜査方針の策定、証拠収集及びその結果を踏まえた事実認定上・法律上の問題点の検討等を体験的に学ばせることが、効果的である。

そのため、司法修習生に対し、少なくとも3件の具体的な事件について、捜査実務修習を行わせるように努める。

分野別実務修習における指導のガイドライン

イ 修習生には、進行中の事件（在宅、身柄を問わない）の取扱いを可能な限り体験させるよう努めることとするが、各庁の実情に応じて、以下の(ア)又は(イ)の方法で指導することにより、具体的な事件についての捜査実務修習を行うことができる。

(ア) 同一の事件につき、複数の修習生に合同で捜査実務修習を行わせる方法

(イ) 確定事件の記録を用いる方法（例えば、手続の各段階における捜査方針の検討、事実認定上・法律上の問題点の検討、模擬取調べを実務に即して行わせるなど。）

(2) 捜査実務修習における指導の内容として、司法修習生に対し、具体的な事件について、以下の点に留意しつつ、事案の真相解明のための捜査方針（証拠収集及び取調要領）の検討、捜査（証拠収集、取調べ）の体験、終局処分 の在り方（事案の真相の把握、予想される争点を見越した証拠の評価・事実認定、法令の適用、事件報告、起訴・不起訴処分の決定等）の検討等を行わせる。

ア 前記1(1)記載の指導目標に照らして、当該事件で実施するのが相当と考えられる事項について指導を行う（各事件につき全ての事項の指導を行う必要はない。）。

イ 身柄事件について捜査実務修習を行わせる場合は、被疑者の逮捕・勾留をめぐる問題点等、身柄事件に伴う捜査上の留意点についても検討等をさせるように配慮する。

ウ 修習生に、少なくとも1回は、指導係検事等の指導の下、進行中の事件の被疑者又は参考人の取調べにおいて、取調事項の全部又は一部について、自ら発問を行うことを体験させるように努める。

エ 各庁の実情に応じ可能であれば、指導係検事又はいわゆる里親検事が行う捜査に立ち合わせ、その指導を受けさせるように努める。

3 公判実務修習について

(1) 各司法修習生に対し、少なくとも1件の具体的な事件について、公判実務修習を行わせる。

ア 前記1(1)の指導目標を達成するには、実際の事件に基づいて、公判における争点に即した立証方針の策定、証拠整理・証拠開示、証人尋問の準備等の公判準備、冒頭陳述・論告等の主張検討等を体験的に学ばせることが、効果的である。

そのため、司法修習生に対し、少なくとも1件の具体的な事件について、公判実務修習を行わせるように努める。

イ 修習生には、公判係属中の事件の取扱いを可能な限り体験させるように努めることとするが、各庁の実情に応じて、以下の(ア)又は(イ)の方法で指導することにより、具体的な事件についての公判実務修習を行うことができる。

分野別実務修習における指導のガイドライン

(ア) 同一の事件につき、複数の修習生に合同で公判実務修習を行わせる方法

(イ) 確定事件の記録を用いる方法

- (2) 公判実務修習における指導内容として、司法修習生に対し、具体的な事件について、証拠整理・証拠開示、裁判所提出書面（証拠等関係カード、証明予定事実記載書面、冒頭陳述、論告等）の起案、公判準備（裁判員裁判の公判リハーサル、証人テスト等）への立会い、公判前整理手続、公判手続の傍聴、控訴審査等への立会い等を行わせる。

なお、捜査実務修習の指導の場合と同様、前記1(1)記載の指導目標に照らして、当該事件で実施するのが相当と考えられる事項について指導を行う（各事件につき全ての事項の指導を行う必要はない。）。

第4 弁護（平成26年3月6日日弁連法1第379号弁護士会会長宛て日本弁護士連合会会長「弁護実務修習ガイドラインの送付について」）

1 弁護実務修習のねらい及び目標

分野別実務修習の眼目は、司法修習生が、多数の様々な関係者が絡み合う「生の紛争」に対峙し、指導担当弁護士の指導下ではあるが、プロを目指す者としての自覚と困難さを意識しつつ、当該事案を分析し、紛争解決の糸口を探り、依頼当事者の正当な利益を最大限生かすべく、最終的な解決に至るための方策を選択していくといった体験を通じ、弁護士に求められる基礎的な能力と技術を習得させることにある。また、「生の事案」に適応する契約書や意見書の作成作業を通じ、弁護士に求められる予防司法面での基礎的な能力と技術を修得させるべきである。

そして、そのためには、単に多数・多様な事案に触れるだけでなく、一つ一つの事案に丁寧に取り組ませるとともに、修習生が、指導担当弁護士の指導の下で、自ら弁護士業務の一端を担っていると感じられるくらいの気概をもって、主体的、積極的に弁護修習に取り組ませることにより、当事者法曹としての基礎を身につけさせるよう指導していくことが重要である。

このような観点から、この分野別弁護修習のガイドラインは、事件の数や種類を求めるのではなく、司法修習生に指導担当弁護士の業務を通じて、弁護実務を体得させるための方法を示すものである。

なお、このガイドラインは、弁護実務修習の方法を例示的に示すものであり、上記目標を達成できる他の手法を实践することを何ら拒むものではない。

2 指導方法についてのガイドライン

指導担当弁護士は、刑事、民事ともに、以下の(1)～(7)の各項目を、偏ることなく、少なくとも1件ずつ行うよう努めるものとする。

- (1) 事実調査と証拠収集

分野別実務修習における指導のガイドライン

法律相談、事情聴取（契約締結等の訴訟外業務における事実調査を含む）、被疑者・被告人との接見等に立ち合わせる際には、聴取すべき事項、収集すべき証拠等について事前に検討させるなどする。

なお、修習生に発問させる場合には、指導担当弁護士が立ち会い、その指導のもとで発問をさせるなどして、修習生の発問を契機とするトラブルが発生しないよう心がけるべきである。

(2) 事実整理と法的分析等に関する意見交換

法律相談等で聴取した内容を整理させ、法的分析（要件事実に基づく法的構成）、立証上の問題点（現状での事実認定及び不足証拠の把握等）及び被聴取者が訴える背景事情、解決手段の選択、解決の見込み等について、最初に意見を述べさせた上で、指導担当弁護士と意見交換を行う。

(3) 裁判所提出書類の起案

訴訟手続を行う場合には、主張書面、陳述書、弁論要旨等の法律文書を起案させ、指導担当弁護士が添削し、添削理由等について修習生と意見交換をすることにより指導する。なお、その際の意見交換は、最初に司法修習生に、自らが作成した起案について発表させてから行う。この場合、指導担当弁護士が所属する事務所が複数の弁護士で構成されている場合には、事務所内打ち合わせの際に当該事件を担当する弁護士全員の前で発表させ、各弁護士と意見交換をさせることはより効果的である。

指導は、民事の場合であれば、ことに要件事実の構成、簡潔明瞭な間接事実の記載によるストーリーの展開、主張する事実と証拠との関連性を明らかにすることに重点を置いた内容とする。その後、可能な限り、司法修習生に、指導担当弁護士とともに依頼者への確認作業や依頼者の要望等を踏まえた修正を行って起案を完成させるプロセスも経験させる。指導担当弁護士は、司法修習生の修習意欲を高める観点から、裁判所に提出する書面の作成に際し、司法修習生の作成した起案を参考にするといった工夫も考えられる。

なお、係属事件の状況により裁判所提出書類を起案する機会がない場合は、修習生が弁護修習中に立ち会った法律相談をもとにする訴状、答弁書等の起案や、既済事件の記録に基づく準備書面、弁論要旨等の起案をさせることが考えられる。

(4) 尋問事項書の起案と証拠取調への傍聴

記録の精査、及び可能であれば指導担当弁護士の指導のもと依頼者からの聞き取りを行わせるなどして、尋問事項書を起案させ、指導担当弁護士が添削し、意見交換を行う。このときも、まずは司法修習生から説明をさせる。

なお、指導に際しては、尋問事項と要証事実との関係を明確にさせ、不利益な証

分野別実務修習における指導のガイドライン

扱の評価や反対尋問を予測した内容の尋問事項書になるよう意識させ、完成させる。指導担当弁護士は、修習生が完成した尋問事項書を、可能であれば活かして尋問し、これを傍聴する司法修習生に自己が考えた尋問事項が法廷でどのような形で利用されるのかを経験させる。その後、再び、この尋問を巡って意見交換を行う。

(5) 契約書類等訴訟外法律文書の起案

法律相談に基づき請求書、回答書、示談書、契約書等の法律文書案を起案させる。指導担当弁護士は、修習生の起案を添削し、記載内容が当該事案に適切に対応しているかどうかや条項の過不足、訴訟になった場合の条項の効力や機能を意識した意見交換を行う。その上で、司法修習生は起案を完成させ、指導担当弁護士は、これについて最終チェックを行う。司法修習生の修習意欲を高める観点から、自己が実際に使用する文書の作成に際し、可能であれば司法修習生の起案を参考にし、完成した起案を司法修習生に示すことが考えられる。

(6) 刑事弁護実務修習についての指導方法

刑事事件については、最低1件（可能であれば起訴前、起訴後とも各1件以上）体験させるよう努めるものとし、指導担当弁護士の立会い及び指導の下、手続きの進行段階に応じた弁護活動の技術・能力・マインドを、適宜の起案等を行わせ、意見交換を行うなどして修得させる。

なお、起訴前弁護においては、被疑者の身柄を解放すべく、勾留に関する意見書や準抗告申立書を原則起案させ、同起案を元に、身体拘束の重大さ及びその解放の重要性を理解させるよう意見交換する。

因みに、指導担当弁護士が受任の機会を持たない場合に備え、他の弁護士との協力体制を構築し、他の弁護士が受任する刑事弁護についてその指導を受けながら修習することができるようにする。ただし、この場合は、守秘義務について問題が発生しないよう十分に留意して修習させる必要がある。

(7) その他の事件

例えば、民事保全、執行、倒産事件、家事事件、少年事件など弁護士の基礎能力として重要なケースについても、新件あるいは係属中のものについては、上記(1)から(4)の方法で参加させ、体得させる。新件あるいは係属中の事案が無い場合は、既済記録に基づき修習生に申立書等の起案をさせ、それを元に意見交換する。なお、他の弁護士との協力体制を構築し、他の弁護士が受任している「生の事件」を修習させる方法もありうる。ただし、この場合は、守秘義務について問題が発生しないよう十分に留意して修習させる必要がある。

14 選択型実務修習の運用ガイドライン

〔令和6年2月9日司研企二第56号地方裁判所長、
家庭裁判所長、地方検察庁検事正、弁護士会会長
宛て司法研修所長通知〕

〔注 この運用ガイドラインは、司法修習生指導要綱（甲）第2章第2の2
の規定を受け、選択型実務修習の具体的な指導内容、指導方法を定める
ものである。〕

第1 定義

司法修習生指導要綱（甲）に定めるもののほか、このガイドラインの用語については、次のとおりとする。

1 裁判所、検察庁、弁護士会等が、選択型実務修習の期間中、司法修習生に対し提供するプログラムを総称して、修習プログラムという。修習プログラムは、次の各プログラムからなる。

(1) 個別修習プログラム

修習プログラムのうち、司法修習生が配属された修習地の裁判所、検察庁及び弁護士会が提供するものであって、当該配属修習地の司法修習生のみが修習できるものをいう。

(2) 全国プログラム

修習プログラムのうち、司法修習生が、配属修習地にかかわらず修習できるものをいう。

(3) 自己開拓プログラム

司法修習生が、自ら修習先を開拓して設定し、修習するものをいう。

2 ホームグラウンド

選択型実務修習の期間中、司法修習生が、修習プログラムを修習しないときに、弁護修習を行う弁護士事務所を、「ホームグラウンド」という。

第2 修習地

選択型実務修習は、原則として、分野別実務修習における配属修習地で行うものとする。ただし、修習の期間は3週間を限度とし、配属修習地では履修が不可能な修習内容に限り、配属修習地外で履修することができるものとする（第3の3、4参照）。

なお、外国での修習は、これを認めない。

第3 修習先

1 (ホームグラウンド)

選択型実務修習の運用ガイドライン

ホームグラウンドは、原則として、分野別実務修習で配属された弁護士事務所とする。

- (1) ホームグラウンドにおける弁護修習は、選択型実務修習の期間中、最低5日間は、継続して行わなければならない。
- (2) 相当な理由があれば、選択型実務修習の2か月間を通じてホームグラウンドでの弁護修習を行うこともできる。
- (3) 分野別実務修習で配属された弁護士事務所以外の弁護士事務所をホームグラウンドとしなければならない事情がある場合には、ホームグラウンドを当該弁護士事務所に変更することができる。

2 (個別修習プログラム)

分野別実務修習の配属庁会は、その地の実情も踏まえながら、個別修習プログラムを提供する。

その内容は、分野別実務修習における成果を深化させ、あるいはその補完を図るものや、分野別実務修習では体験できないか、十分な修習を行うことが困難な専門的領域を修習するものを基本とする。

3 (全国プログラム)

知的財産権訴訟の専門部での裁判修習、法務省における法務行政に関する修習、いわゆる渉外・知財事務所での弁護修習等、その修習の性質上、特定の地域の配属庁会にしか提供できないようなプログラムについては、全国の司法修習生に当該プログラムを提供する。

4 (自己開拓プログラム)

司法修習生は、民間企業の法務部、地方自治体の法務関係部門等法曹の活動に密接な関係を有する分野の修習先を自ら開拓することができる。

司法修習生指導連絡委員会(司法修習生指導要綱(甲)第1章第6参照。以下「指導連絡委員会」という。)は、司法修習生が自ら開拓した修習先での実務修習について、後記第5の4のとおり、その適否について審査する。

指導連絡委員会により実務修習先として承認され、当該修習先の作成した当該司法修習生を受け入れる旨の書面を指導連絡委員会に提出すると、司法修習生は、当該修習先において、自己開拓プログラムとして修習することができる。

- 5 司法修習生は、就職を予定している弁護士事務所を修習プログラムとしての弁護修習先とすることはできないものとする。

第4 指導監督体制

選択型実務修習は、各配属修習地の弁護士会に委託して行い、司法修習生に対する監督は、当該弁護士会会長に委託する。

選択型実務修習の運用ガイドライン

第5 修習計画の策定手続

1 (修習プログラムの提示)

(1) 全国プログラム

司法研修所は、導入修習終了までに、司法修習生に対し、全国プログラムを提示する。

(2) 個別修習プログラム

指導連絡委員会は、分野別実務修習の第1クール開始後2週間経過時までに、司法修習生に対し、個別修習プログラムを提示する。

2 (応募)

(1) 全国プログラム

司法研修所は、第1クール開始後2週間経過時から同クール前半終了時までの約2週間を目安として募集期間を設けるものとし、全国プログラムの修習を希望する司法修習生は、司法研修所から提示された方法により、定められた応募期限までに応募する。

司法修習生が応募することができる全国プログラムは、選択型実務修習期間(2か月)を通じて1つのプログラムに限るものとする。

(2) 個別修習プログラム

司法修習生は、個別修習プログラムにつき、指導連絡委員会から指示された方法により、定められた応募期限までに応募する。

指導連絡委員会は、第3クール前半終了時から第4クール開始後1週間経過時までを目安として、募集期間を設けるものとする。当該配属庁会に配置される司法修習生数等に照らし、上記日程での事務処理が困難と予想されるときは、これと異なる募集期間を定めることができるが、その場合の募集期間は、第3クール前半終了時から合理的な期間を含むものでなければならない。

なお、個別修習プログラムを適切に実施するため必要があるときは、修習生に複数のプログラムについて順位をつけて応募させることができる。

3 (修習対象者の決定)

(1) 全国プログラム

ア 司法研修所は、募集期間終了後、速やかに、全国プログラムの各提供者に対し、修習生の応募状況及び修習生から提出された条件審査のために必要な関係資料を送付する。

イ 全国プログラムの各提供者は、できる限り早期に修習対象者を決定し、受入決定の結果を司法研修所に通知する。この際、全国プログラムの各提供者は、応募者の前提知識・経験等(例えば、法科大学院や分野別実務修習で一定の基

選択型実務修習の運用ガイドライン

礎知識を修得していることを条件とするなど)を受入れの適否や優先順位を決定する際の条件とすることができる。

ウ 司法研修所は、受入決定の結果について、司法修習生に通知するとともに、その内容を配属地の指導連絡委員会に情報提供する。司法修習生への通知は、遅くとも分野別実務修習第2クール終了時までには終えるものとする。

エ 司法研修所は、全国プログラムの提供状況や応募状況等を勘案し、必要に応じて、全国プログラムの二次募集を行うことがある。ただし、その場合でも、修習生への受入決定の結果の通知は、分野別実務修習第2クール終了時までには終えるものとする。

(2) 個別修習プログラム

ア 各配属庁会は、提供する特定の個別修習プログラムについて、応募者が定員を超えた場合には、速やかに抽選その他の公平な方法により修習対象者を決定し、全ての個別修習プログラムにつき、一定期間内(例えば、個別修習プログラムの募集期間終了から2週間以内)に、受入れの可否について司法修習生に通知する。

イ 各配属庁会は、特定の個別修習プログラムにつき、応募者の前提知識・経験等(例えば、法科大学院や分野別実務修習で一定の基礎知識を修得していることを条件とするなど)を受入れの適否や優先順位を決定する際の条件とすることができる。

ウ 各配属庁会は、定員に達していない個別修習プログラムがある場合には、追加募集をするなどして、修習対象者を追加することができる。

4 (司法修習生が修習先を自ら開拓する場合)

司法修習生が自ら開拓した修習先での実務修習を希望する場合、司法修習生は、受入先の内諾を得て、指導連絡委員会に対し、当該修習の概要を記載した書面等を提出する。

指導連絡委員会は、提出された書面その他の資料に基づいて、選択型実務修習の目的に沿うものかどうかを勘案してその適否について審査を行う。適否の判断が困難なものについては、司法研修所と協議する。

指導連絡委員会は、審査が終了した際は、速やかに、その結果について司法修習生に対して通知する。通知を受けた司法修習生は、当該修習先に審査結果を連絡し、指導連絡委員会に修習が承認された場合は、当該修習先が作成した司法修習生を受け入れる旨の書面(以下「承諾書」という。)を取得し、指導連絡委員会に提出する(承諾書の提出がない場合は、当該修習先での修習を行うことはできない。)

指導連絡委員会は、上記の審査結果を司法研修所に対して情報提供する。また、

選択型実務修習の運用ガイドライン

司法修習生から承諾書の提出がなく、当該修習先で修習を行えなかった場合は、その旨を情報提供する。

5 (修習計画の確定)

司法修習生は、1から4までの手続を踏まえ、分野別実務修習第4クール終了の約2週間前までに、選択型実務修習期間全体の修習計画を、指導連絡委員会に提出する。

指導連絡委員会は、修習計画について本ガイドラインに照らし不相当な点があれば、司法修習生に対し、これに適合するよう修習計画を是正させる。

修習計画の内容が確定すると、司法修習生は、この計画に従って修習する。

指導連絡委員会は、司法研修所に対して、確定した修習計画の写しを送付する。

第6 修習成果の評価

1 司法修習生は、選択型実務修習終了時点において、修習の成果等を記載したレポートをホームグラウンドの修習指導担当弁護士を通じて弁護士会に提出する。

2 弁護士会会長は、上記レポートのほか、修習指導担当弁護士及び各プログラムの修習先からの修習実績についてのコメントなどに基づいて、修習の成果を評価する。

弁護士事務所以外の各プログラムの修習先の修習実績のコメントについては、司法修習生がプログラム提供先に報告書を提出し、プログラムの終了後に、当該提供先が報告書にコメントを記載し、弁護士会に送付する。

弁護士会会長は、修習の成果の評価については、修習内容に照らし、合否のみを判定することとし、立案した計画が履行されていれば合格とし、特に良好な成果を修めた者や、立案した計画の履行が不十分な者など、特記すべき事項があれば、別紙報告書にその旨付記し、司法研修所に提出する。

(別紙省略)

15 司法研修所司法修習生在寮準則（平成29年12月1日施行）

裁判所の庁舎等の管理に関する規程（昭和43年最高裁判所規程第4号）第2条第4項の委任に基づき、同規程第19条によって司法研修所司法修習生在寮準則を次のとおり定める。

第1条 この準則は、司法研修所いずみ寮及びひかり寮（以下併せて「寮」という。）を、司法修習生の修習の滞在の用に供するに当たって、寮の管理について必要な事項を定めるものとする。

第2条 入寮を希望する司法修習生は、入寮許可願を提出して、許可を受けなければならない。

第3条 入寮の許可を受けた司法修習生（以下「在寮者」という。）は、入寮の目的を達成するため、寮における秩序を維持し、適切な環境を保持するよう協力しなければならない。

2 在寮者は、入寮の目的を尊重し、他人の勉強、就寝を妨げ、その他他人の迷惑となる行為をしてはならない。

第4条 在寮者は、門限までに帰寮しなければならない。

2 在寮者は、来訪者がある場合には、門限までに退出させなければならない。

第5条 在寮者は、会合等のため寮を使用する場合又は寮において文書等を掲示する場合には、その都度あらかじめ許可を受けなければならない。

第6条 在寮者は、常に防火に注意し、所定の場所以外で火気の使用又は喫煙をしてはならない。

2 火災その他の災害に際しては、消防及び避難に協力しなければならない。

第7条 在寮者は、その責に帰すべき事由により、建物、付属設備、備品等を毀損し、又は滅失させたときは、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第8条 在寮者は、寮係員が建物、付属設備、備品等の管理のため寮室に立ち入る必要があるときは、これに協力しなければならない。

第9条 この準則若しくは第10条に基づき別に定める細則に違反したとき、又は寮の管理上やむを得ない事由があるときは、退寮させることができる。

第10条 この準則の施行についての細則は、別に定める。

機 構

1 司法研修所は、裁判官及び司法修習生の人格識見の向上、司法に関する理論と実務の研究又は修得を指導するために、最高裁判所に設置された機関である（裁判所法（以下「法」という。）14条、司法研修所規程（P.36）1条）。

司法研修所の研修の組織は、裁判官の研修を扱う第一部と司法修習生の修習を扱う第二部に分けられる。

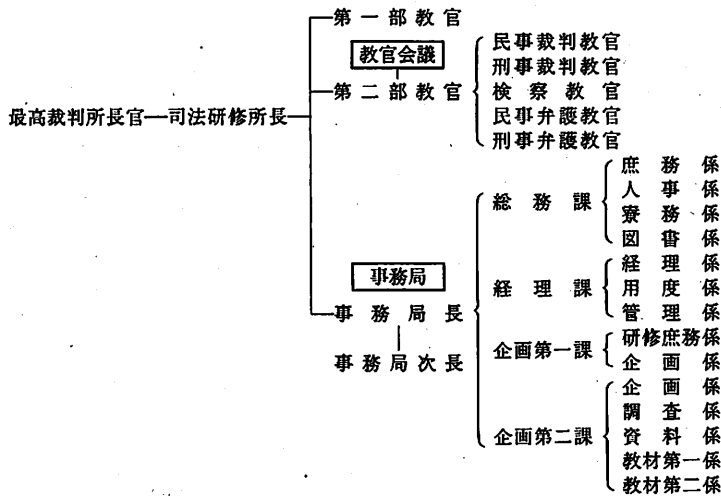
司法研修所の職員は、裁判官の研修及び司法修習生の修習の指導を直接担当する司法研修所教官と、司法研修所の事務を処理する事務局の職員とに大別される。

司法修習生を担当する教官（第二部教官）は、司法修習生の基本的な修習科目である民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護及び刑事弁護の5科目のいずれかを専任しており、その担当する科目について実務の経験の深い裁判官、検察官、弁護士がこれに充てられる。

事務局は、司法研修所事務局分課規程（P.37）に基づいて司法研修所の事務全般を分掌している。

2 司法修習生の修習に関する事務は、次のように運営されている。

司法修習生の修習指導に関する必要な事項は、司法研修所長が定めるが、そのうち修習の企画その他の重要な事項を定めるには、所長を議長とする第二部の教官会議の議を経る。その実施についての具体的な細目は、各科目の教官がそれぞれ協議の上定める。



沿 革

沿 革

昭和14年	7月6日	勅令第445号をもって、司法研修所の前身ともいべき「司法研究所」が司法省の中に設置され、判検事の研究及び司法官試験の修習に関する事項を所管することとなる（戦時中は事実上その機能を停止した。）。
昭和21年	5月15日	勅令第269号をもって司法研究所を廃し、新たに司法省に「司法研修所」が設置され、従来司法研究所の所管した事項を承継するとともに、裁判所書記その他司法部内職員の研修に関する事項をも所管することとなる。
昭和22年	5月3日	新憲法の施行に伴い、裁判所法第14条により、裁判官その他の裁判所職員の研修と司法修習生の修習に関する事項を所管するため、現在の司法研修所が最高裁判所に設置された。
	10月14日	初代所長前沢忠成就任
	12月1日	港区芝高輪南町旧毛利侯邸を仮庁舎として、第1期司法修習生の一部につき修習を開始
昭和23年	6月30日	千代田区紀尾井町3番地元行政裁判所跡に一部竣工した庁舎に移転
昭和24年	2月10日	文京区指ヶ谷町77番地（現在の文京区白山二丁目36番10号）に司法研修所小石川分室（寄宿寮）の一部たる本部及び中寮の1棟が竣成、第1期司法修習生は仮寄宿寮（滝野川旧陸軍第一造兵廠建物）からこれに移転
	5月17日	第1期司法修習生（昭和22年度採用）の修習終了
昭和25年	3月20日	司法研修所小石川分室全棟完成
	3月31日	第2期司法修習生（昭和23年度採用）の修習終了
昭和26年	3月31日	第3期司法修習生（昭和24年度採用）の修習終了
昭和27年	3月31日	第4期司法修習生（昭和25年度採用）の修習終了
	5月30日	所長前沢忠成転出
	6月2日	2代所長松田二郎就任
昭和28年	4月6日	第5期司法修習生（昭和26年度採用）の修習終了
昭和29年	4月8日	第6期司法修習生（昭和27年度採用）の修習終了
昭和30年	4月7日	第7期司法修習生（昭和28年度採用）の修習終了
昭和31年	4月5日	第8期司法修習生（昭和29年度採用）の修習終了
昭和32年	4月4日	第9期司法修習生（昭和30年度採用）の修習終了

沿 革

昭和33年	4月3日	第10期司法修習生（昭和31年度採用）の修習終了
	9月24日	所長松田二郎転出
	9月24日	3代所長安倍恕就任
昭和34年	4月6日	第11期司法修習生（昭和32年度採用）の修習終了
昭和35年	4月7日	第12期司法修習生（昭和33年度採用）の修習終了
昭和36年	4月13日	第13期司法修習生（昭和34年度採用）の修習終了
昭和37年	4月9日	第14期司法修習生（昭和35年度採用）の修習終了
	9月24日	所長安倍恕退任
	10月16日	4代所長相島一之就任
昭和38年	4月8日	第15期司法修習生（昭和36年度採用）の修習終了
昭和39年	4月9日	第16期司法修習生（昭和37年度採用）の修習終了
	10月19日	所長相島一之転出
	11月7日	5代所長鈴木忠一就任
昭和40年	4月8日	第17期司法修習生（昭和38年度採用）の修習終了
昭和41年	4月7日	第18期司法修習生（昭和39年度採用）の修習終了
昭和42年	3月30日	松戸市新作1035番地に司法研修所松戸分室（合宿舎）完成
	4月6日	第19期司法修習生（昭和40年度採用）の修習終了
	7月20日	合宿舎を松戸分室に移転して、小石川分室を廃す。
昭和43年	4月4日	第20期司法修習生（昭和41年度採用）の修習終了
昭和44年	4月7日	第21期司法修習生（昭和42年度採用）の修習終了
昭和45年	4月7日	第22期司法修習生（昭和43年度採用）の修習終了
	9月25日	所長鈴木忠一退任
	10月5日	6代所長守田直就任
昭和46年	3月20日	文京区湯島四丁目6番6号（旧裁判所書記官研修所跡）に新庁舎竣工
	4月5日	第23期司法修習生（昭和44年度採用）の修習終了
	4月8日	文京区湯島四丁目6番6号の新庁舎に移転
	7月1日	第23期司法修習生（昭和44年7月採用）の修習終了
昭和47年	4月10日	第24期司法修習生（昭和45年度採用）の修習終了
昭和48年	4月9日	第25期司法修習生（昭和46年度採用）の修習終了
昭和49年	4月11日	第26期司法修習生（昭和47年度採用）の修習終了
	9月20日	所長守田直退任
	9月20日	7代所長大塚正夫就任
昭和50年	4月10日	第27期司法修習生（昭和48年度採用）の修習終了

沿 革

昭和51年	4月8日	第28期司法修習生（昭和49年度採用）の修習終了
昭和52年	4月7日	第29期司法修習生（昭和50年度採用）の修習終了
昭和53年	4月6日	第30期司法修習生（昭和51年度採用）の修習終了
昭和54年	3月1日	所長大塚正夫転出
	3月1日	8代所長安岡満彦就任
	4月8日	第31期司法修習生（昭和52年度採用）の修習終了
昭和55年	4月7日	第32期司法修習生（昭和53年度採用）の修習終了
昭和56年	4月6日	第33期司法修習生（昭和54年度採用）の修習終了
	4月11日	所長安岡満彦転出
	4月11日	9代所長田宮重男就任
昭和57年	4月12日	第34期司法修習生（昭和55年度採用）の修習終了
昭和58年	4月6日	第35期司法修習生（昭和56年度採用）の修習終了
	4月11日	所長田宮重男退任
	4月11日	10代所長沖野威就任
昭和59年	4月4日	第36期司法修習生（昭和57年度採用）の修習終了
昭和60年	4月4日	第37期司法修習生（昭和58年度採用）の修習終了
	10月24日	所長沖野威転出
	10月24日	11代所長柳瀬隆次就任
昭和61年	4月3日	第38期司法修習生（昭和59年度採用）の修習終了
昭和62年	4月2日	第39期司法修習生（昭和60年度採用）の修習終了
昭和63年	4月4日	第40期司法修習生（昭和61年度採用）の修習終了
	11月18日	所長柳瀬隆次転出
	11月18日	12代所長小野幹雄就任
平成元年	4月3日	第41期司法修習生（昭和62年度採用）の修習終了
平成2年	4月3日	第42期司法修習生（昭和63年度採用）の修習終了
平成3年	4月2日	第43期司法修習生（平成元年度採用）の修習終了
	6月4日	所長小野幹雄転出
	6月4日	13代所長山口繁就任
平成4年	4月1日	第44期司法修習生（平成2年度採用）の修習終了
平成5年	4月1日	第45期司法修習生（平成3年度採用）の修習終了
平成6年	3月3日	所長山口繁転出
	3月3日	14代所長櫻井文夫就任
	3月15日	埼玉県和光市南二丁目3番8号に新庁舎竣工
	4月1日	第46期司法修習生（平成4年度採用）の修習終了

沿 革

	4月4日	埼玉県和光市南二丁目3番8号の新庁舎に移転
平成7年	4月3日	第47期司法修習生（平成5年度採用）の修習終了
平成8年	4月1日	第48期司法修習生（平成6年度採用）の修習終了
平成9年	1月13日	所長櫻井文夫転出
	1月13日	15代所長岡田良雄就任
	4月1日	第49期司法修習生（平成7年度採用）の修習終了
平成10年	4月1日	第50期司法修習生（平成8年度採用）の修習終了
平成11年	4月1日	所長岡田良雄転出
	4月1日	16代所長島田仁郎就任
	4月1日	第51期司法修習生（平成9年度採用）の修習終了
平成12年	4月3日	第52期司法修習生（平成10年度採用）の修習終了
	10月6日	第53期司法修習生（平成11年度採用）の修習終了
平成13年	2月21日	所長島田仁郎転出
	2月21日	17代所長涌井紀夫就任
	10月5日	第54期司法修習生（平成12年度採用）の修習終了
平成14年	1月31日	寮（いずみ寮B棟）を増築
	9月18日	所長涌井紀夫転出
	9月18日	18代所長金築誠志就任
	10月4日	第55期司法修習生（平成13年度採用）の修習終了
平成15年	10月3日	第56期司法修習生（平成14年度採用）の修習終了
平成16年	10月1日	第57期司法修習生（平成15年度採用）の修習終了
平成17年	2月11日	所長金築誠志転出
	2月11日	19代所長相良朋紀就任
	2月15日	西館を増築
	10月3日	第58期司法修習生（平成16年度採用）の修習終了
平成18年	10月2日	第59期司法修習生（平成17年度採用）の修習終了
平成19年	5月23日	所長相良朋紀転出
	5月23日	20代所長大野市太郎就任
	9月4日	現行第60期司法修習生（平成18年度4月期採用）の修習終了
	12月19日	新第60期司法修習生（平成18年度11月期採用）の修習終了
平成20年	9月2日	現行第61期司法修習生（平成19年度4月期採用）の修習終了
	12月17日	新第61期司法修習生（平成19年度11月期採用）の修習終了
平成21年	9月2日	現行第62期司法修習生（平成20年度4月期採用）の修習終了
	12月16日	新第62期司法修習生（平成20年度11月期採用）の修習終了

沿 革

平成22年	1月15日	所長大野市太郎転出
	1月15日	21代所長佐々木茂美就任
	8月25日	現行第63期司法修習生（平成21年度4月期採用）の修習終了
	12月15日	新第63期司法修習生（平成21年度11月期採用）の修習終了
平成23年	5月10日	所長佐々木茂美転出
	5月10日	22代所長安井久治就任
	8月24日	現行第64期司法修習生（平成22年度4月期採用）の修習終了
	12月14日	新第64期司法修習生（平成22年度11月期採用）の修習終了
平成24年	12月19日	現行第65期司法修習生（平成23年度7月期採用）の修習終了
	12月19日	新第65期司法修習生（平成23年度11月期採用）の修習終了
平成25年	8月22日	埼玉県和光市南二丁目3番5号の司法研修所別館に第一部及び企画第一課移転
	8月30日	埼玉県和光市南二丁目3番5号に司法研修所別館竣工
	10月11日	所長安井久治転出
	10月11日	23代所長山名学就任
	12月18日	第66期司法修習生（平成24年度11月期採用）の修習終了
平成26年	12月17日	第67期司法修習生（平成25年度採用）の修習終了
平成27年	6月29日	所長山名学転出
	6月29日	24代所長小泉博嗣就任
	12月16日	第68期司法修習生（平成26年度採用）の修習終了
平成28年	12月14日	第69期司法修習生（平成27年度採用）の修習終了
平成29年	12月13日	第70期司法修習生（平成28年度採用）の修習終了
平成30年	1月29日	所長小泉博嗣転出
	1月29日	25代所長永野厚郎就任
	12月12日	第71期司法修習生（平成29年度採用）の修習終了
令和元年	12月11日	第72期司法修習生（平成30年度採用）の修習終了
令和2年	5月8日	所長永野厚郎転出
	5月8日	26代所長栃木力就任
	12月16日	第73期司法修習生（令和元年度採用）の修習終了
令和3年	2月26日	所長栃木力退任
	2月27日	27代所長笠井之彦就任
令和4年	4月20日	第74期司法修習生（令和2年度採用）の修習終了
	5月23日	所長笠井之彦転出
	5月23日	28代所長中山孝雄就任

沿 革

	12月7日	第75期司法修習生（令和3年度採用）の修習終了
令和5年	5月25日	所長中山孝雄転出
	5月25日	29代所長矢尾和子就任
	12月13日	第76期司法修習生（令和4年度採用）の修習終了
令和6年	9月11日	所長矢尾和子転出
	9月12日	30代所長手嶋あさみ就任

施設概要

施設概要

1 概 要

司法研修所は、平成6年4月に、埼玉県和光市南二丁目3番8号（キャンプ朝霞跡地の留保地の一部）の現庁舎に移転して現在に至っている。敷地約65,000平方メートルの構内には、本庁舎5棟、寮3棟、体育館1棟の計9棟（延べ床面積約6万平方メートル）で構成されているほか、グラウンド、テニスコートの屋外運動施設も整備されている。

なお、第一部教官室及び企画第一課は、平成25年8月に埼玉県和光市南二丁目3番5号の司法研修所別館に移転した。

2 本 庁 舎

本庁舎は、本館（事務棟）、西館（司法修習棟）、大講堂、東館、図書館棟から成る。

本館には、XXXXXXXXXX、教官室、事務局職員の事務室のほか、法廷教室、RT教室がある。西館には、階段教室20、中教室20、中講堂等がある。東館には、研究室等がある。講堂、教室、研究室等には、AV機器が設置され、視聴覚教育の充実が図られている。図書館棟には、図書室、食堂等がある。

3 寮

寮は、いずみ寮及びひかり寮がある。

居室の広さは、いずみ寮約18平方メートル（ベランダを含む。）、ひかり寮約22平方メートル（同）である。各居室には、机、椅子、本棚、電気スタンド、ベッド、ユニットバス（トイレ付）、エアコン、冷蔵庫、電話機、洋服入れ、物入れが設備されている。

居室数は、いずみ寮A棟471室（うち身体障害者用居室3室）、いずみ寮B棟157室、ひかり寮61室（うち身体障害者用居室2室）の合計689室である。共用部分として、談話室及びセミナールーム（いずみ寮のみ）、ランドリー室、給湯室などを備えている。

4 図 書 室

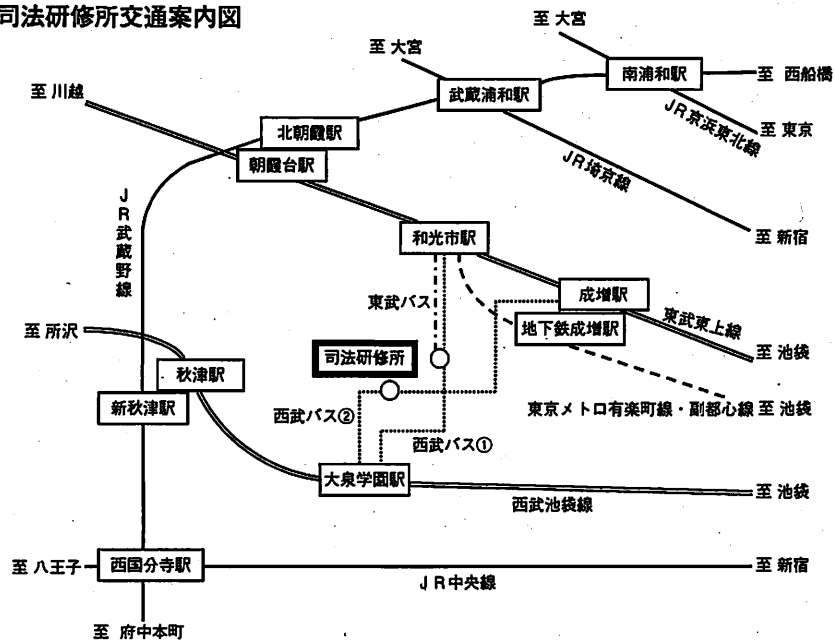
司法研修所図書室は、図書館棟3階にあり、旧司法省司法研修所から承継した蔵書を基に発足し、以来、鋭意図書資料の収集に努めてきた。

書庫は開架式（一部閉架式）であり、蔵書は約70,000冊、閲覧席は約200席を備えている。

案内図

案内図

司法研修所交通案内図



【司法研修所所在地】 埼玉県和光市南2丁目3番8号

【所要時間】

・電車

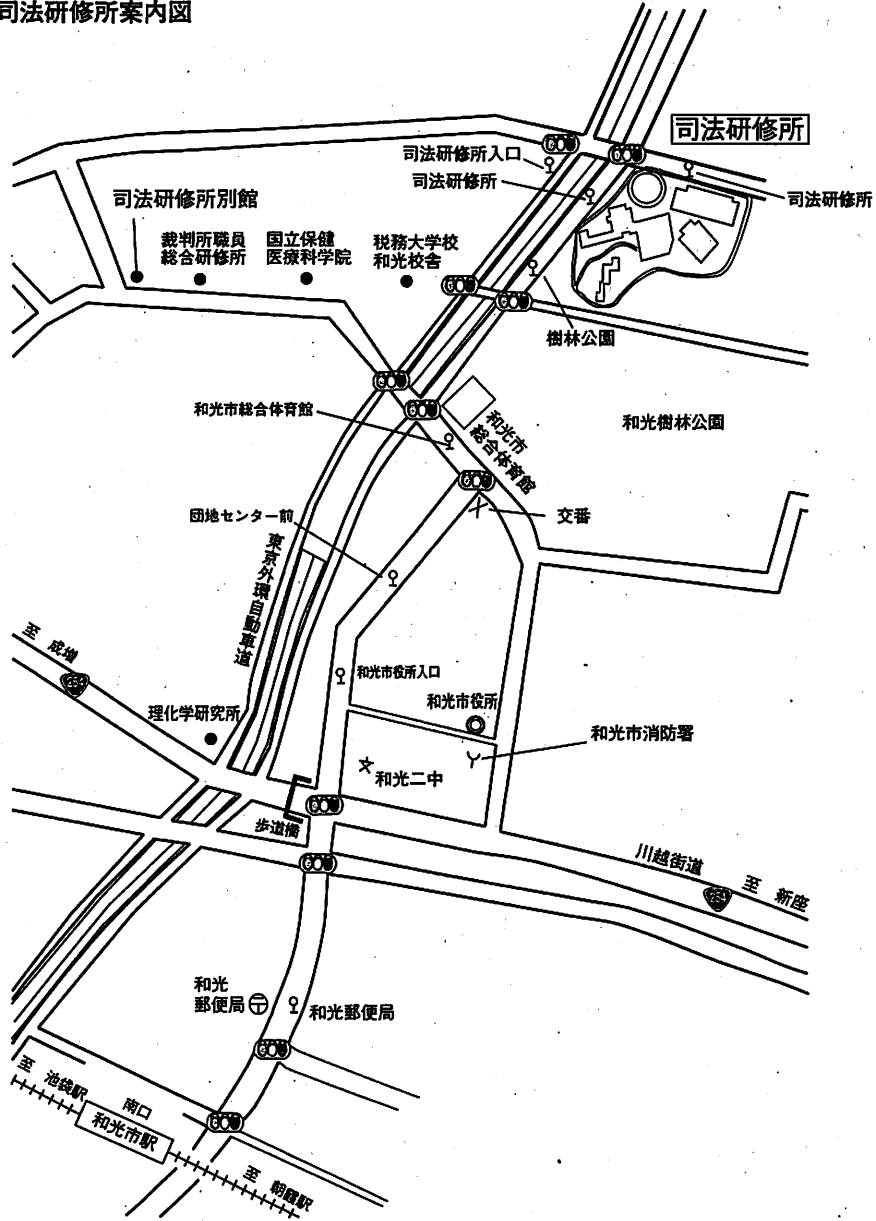
池袋駅	—— [東武東上線]	————→ 和光市駅	約16分 (急行又は準急)
池袋駅	—— [東京メトロ有楽町線・副都心線]	————→ 和光市駅	約18分
渋谷駅	—— [東京メトロ副都心線]	————→ 和光市駅	約35分 (急行)
池袋駅	—— [西武池袋線]	————→ 大泉学園駅	約15分 (準急)
西国分寺駅	—— [JR武蔵野線]	————→ 北朝霞駅	約19分
武蔵浦和駅	—— [JR武蔵野線]	————→ 北朝霞駅	約8分
南浦和駅	—— [JR武蔵野線]	————→ 北朝霞駅	約10分
朝霞台駅	—— [東武東上線]	————→ 和光市駅	約6分

・バス

和光市駅南口	—— [東武バス 司法研修所循環]	————→ 司法研修所入口	約10分	
和光市駅南口	—— [西武バス① 大泉学園駅北口行き]	————→ 司法研修所	約10分	
(和光市駅南口		—— 徒歩	————→ 司法研修所	約30分 (約2km))
大泉学園駅北口	—— [西武バス① 和光市駅南口行き]	————→ 司法研修所	約15分	
大泉学園駅北口	—— [西武バス② 成増駅南口行き]	————→ 司法研修所	約20分	

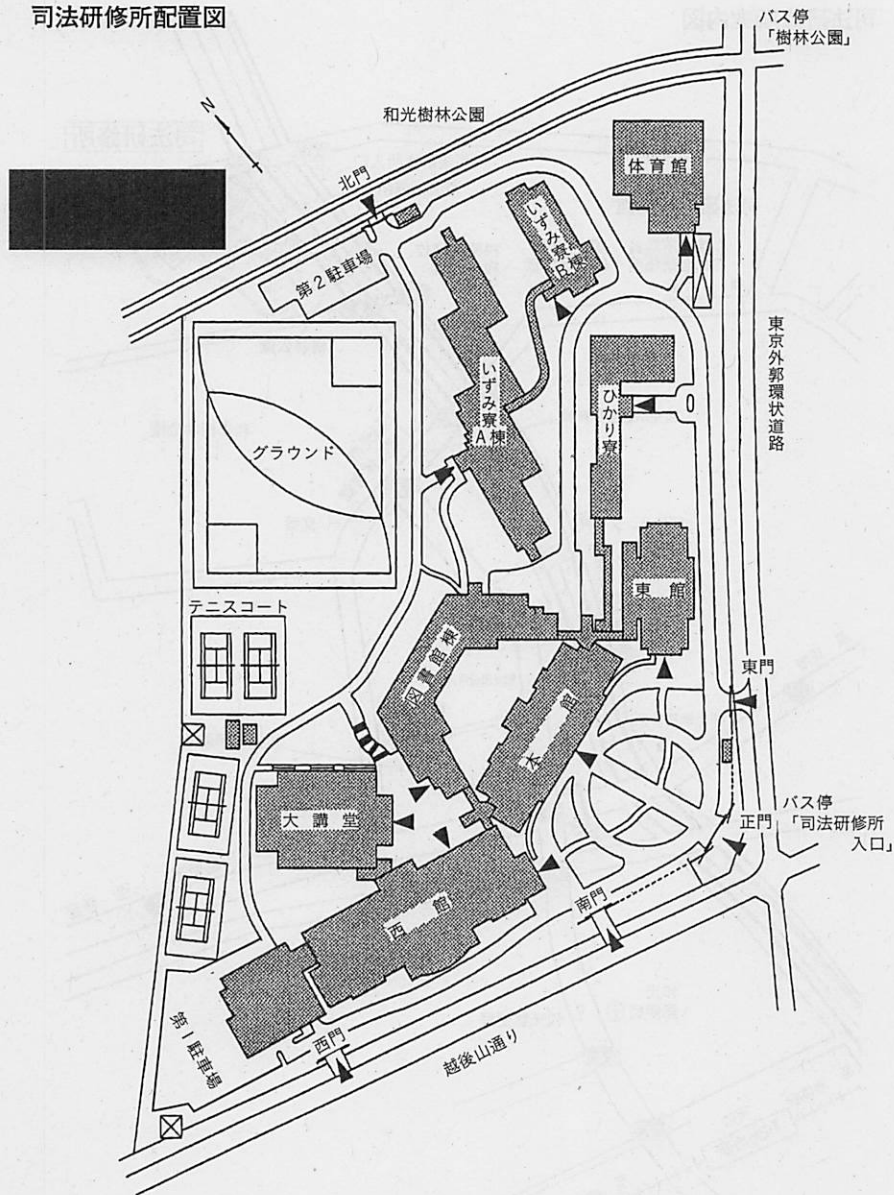
案内図

司法研修所案内図



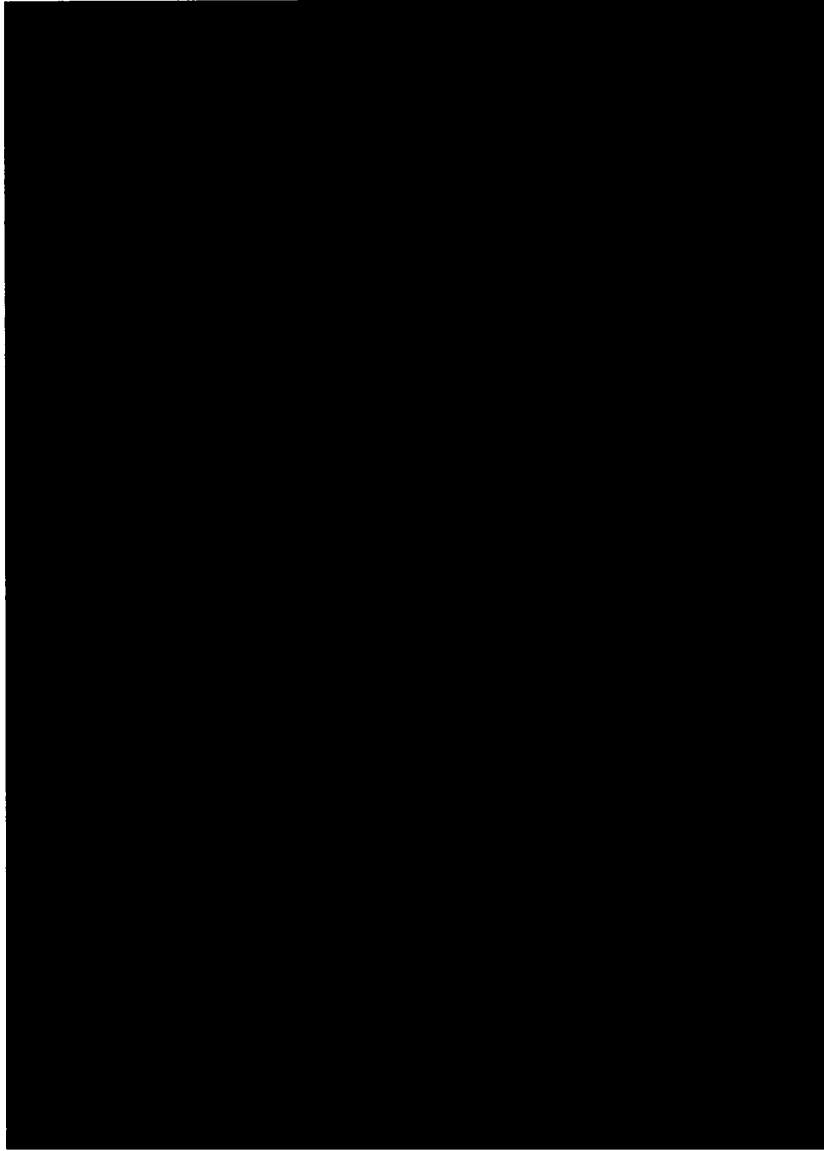
案内図

司法研修所配置図



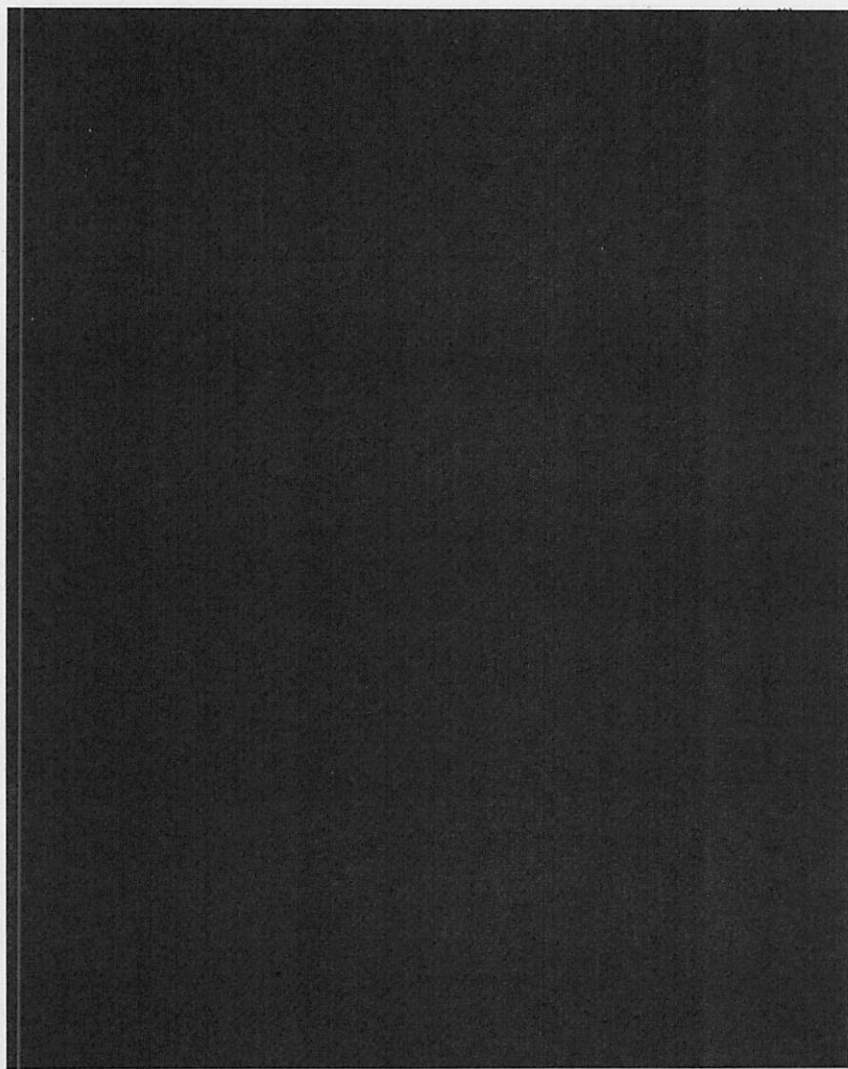
案内図

司法研修所平面図
本館



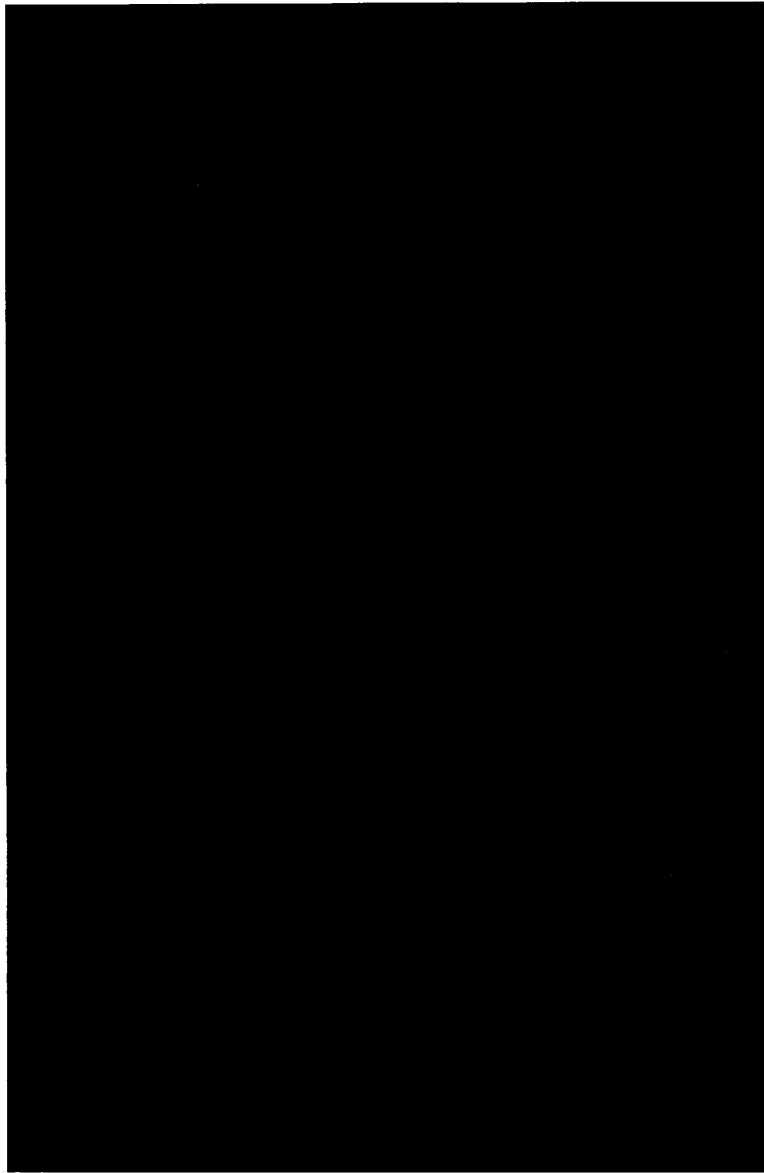
案内図

西館



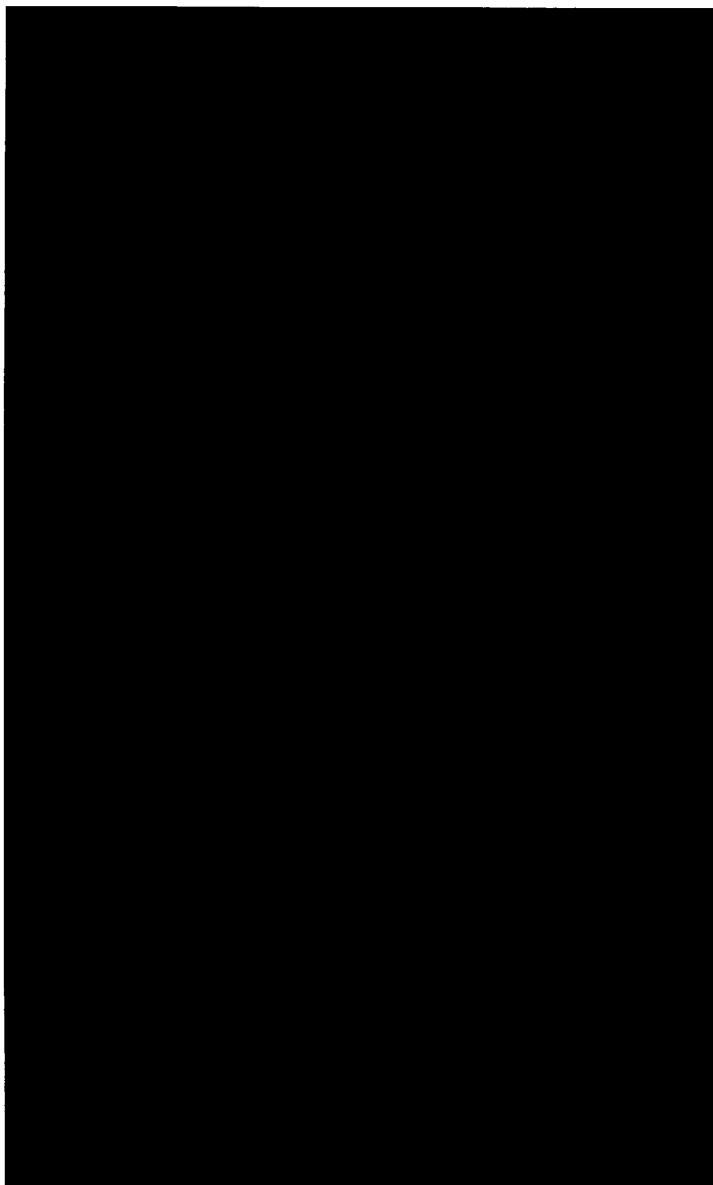
案内図

図書館棟



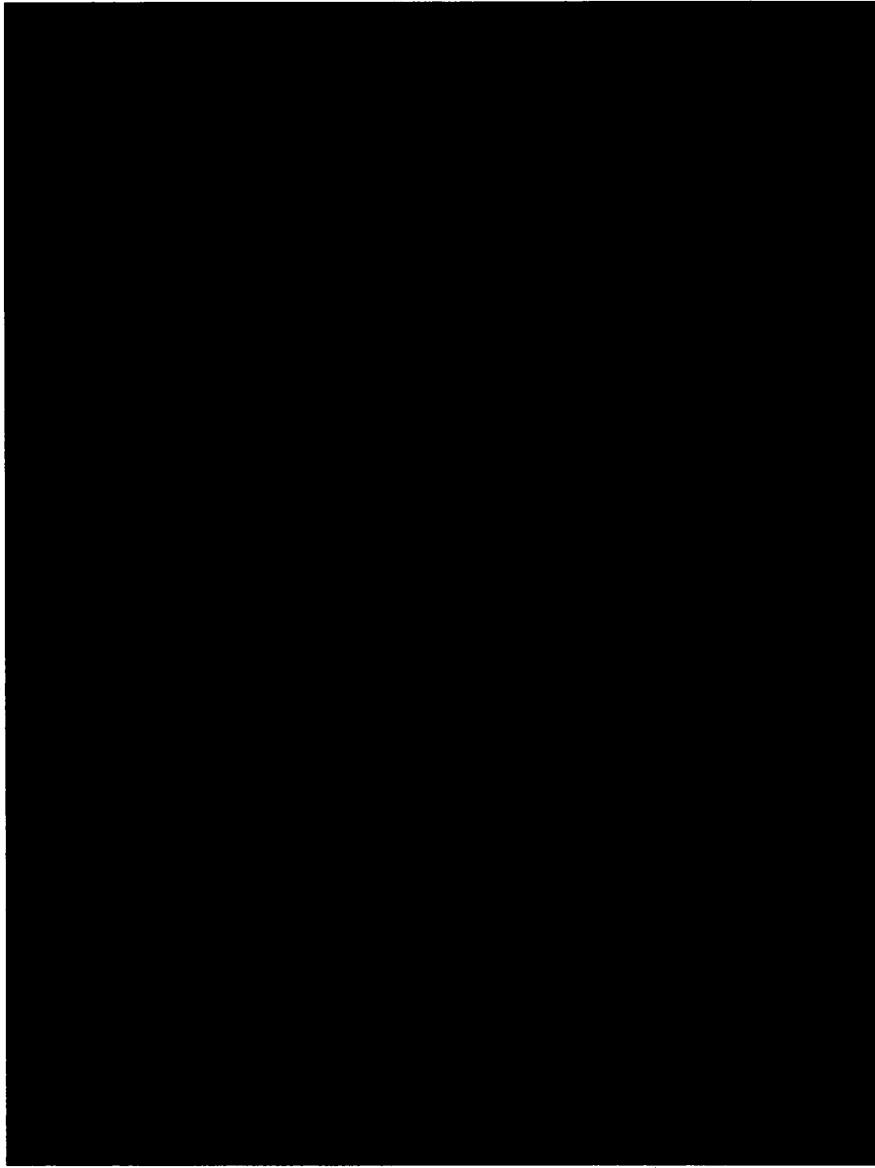
案内図

東 館



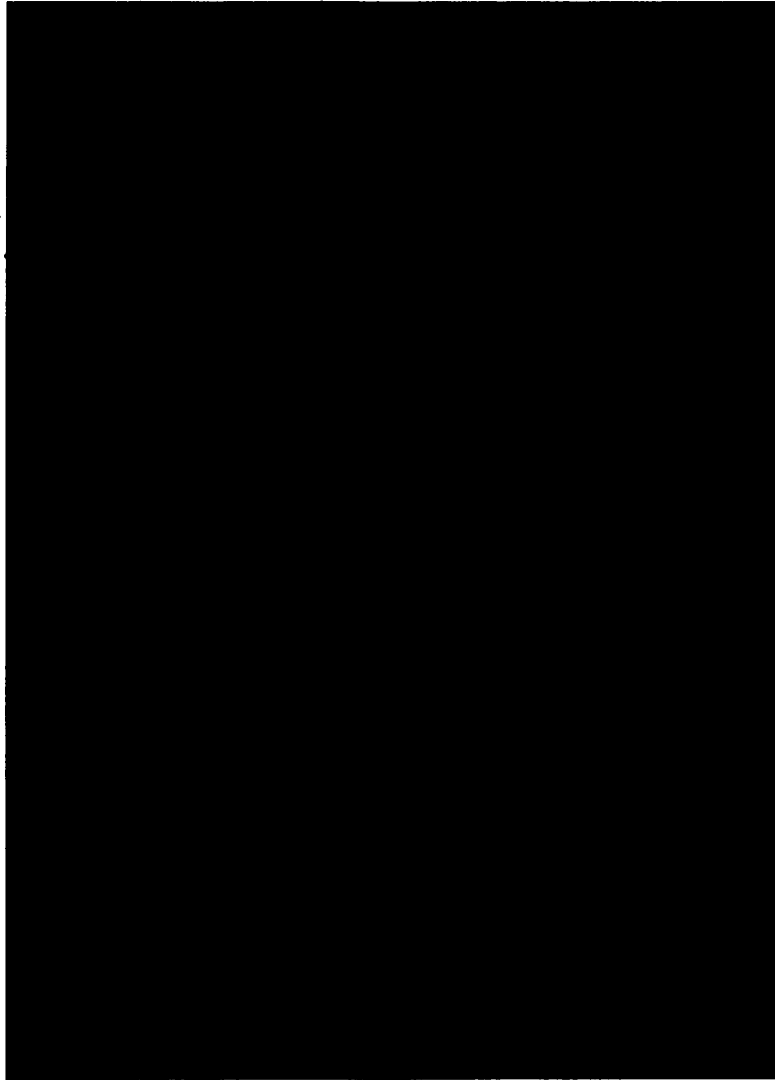
案内図

いずみ寮A棟



案内図

いずみ寮B棟



案内図

ひかり寮

